

第 4 期

豊田市市民活動促進計画（案）

2022年度～2025年度



豊田市

第4期 豊田市市民活動促進計画 目 次

第1章 豊田市市民活動促進計画の概要	
1 計画策定の趣旨	・・・ 1
2 共働によるまちづくり	・・・ 1
3 用語の定義	・・・ 3
4 計画の位置づけ	・・・ 4
5 計画の期間	・・・ 4
第2章 第3期豊田市市民活動促進計画の成果と課題	
・ 施策の柱1 市民活動のきっかけをつくります	・・・ 6
・ 施策の柱2 市民活動に踏み出す市民を支援します	・・・ 8
・ 施策の柱3 市民活動の活発化に向けた環境をつくります	・・・ 9
第3章 市民活動を取り巻く現状と課題	
1 社会的背景	・・・ 12
2 豊田市の市民活動の現状	・・・ 15
3 各種アンケート分析による現状と課題	・・・ 22
第4章 第4期豊田市市民活動促進計画のめざす姿	
・ めざす姿	・・・ 27
・ 状態指標	・・・ 27
第5章 第4期豊田市市民活動促進計画の施策	
・ 第4期豊田市市民活動促進計画の施策体系	・・・ 28
・ 基本方針1 市民が、市民活動を知る・参加する きっかけをつくります	・・・ 29
・ 基本方針2 市民活動者・団体が、活動を継続・発展 させるための支援をします	・・・ 32
・ 基本方針3 市民活動支援拠点の連携・コーディネート 機能を強化します	・・・ 33
・ 第4期豊田市市民活動促進計画に関連する事業	・・・ 34
第6章 計画の推進体制	
1 推進体制	・・・ 42
2 施策の進捗管理	・・・ 42
資料	
・ 第4期豊田市市民活動促進計画策定の経緯	・・・ 44
・ アンケート調査結果	・・・ 48
・ 関連条例	・・・ 64

第1章 豊田市市民活動促進計画の概要

1 計画策定の趣旨

市民活動を促進することは、「豊田市まちづくり基本条例」（2005年10月施行）の基本理念である「共働によるまちづくり」の推進と、住みよい地域づくりに大きな役割を果たしています。

本市ではこれまで、「豊田市市民活動促進計画」（第1期：2009年3月、第2期：2013年3月、第3期：2018年3月）を策定し、市民活動の課題や社会環境の変化に対応しながら、市民活動を促進する施策を展開してきました。

わたしたちの暮らしを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展や人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式（ニューノーマル）等、社会情勢は日々大きく変化し、社会課題や地域課題もより一層多様化・複雑化しています。

様々な社会課題や地域課題の解決に取り組むには、若い世代をはじめとした市民活動のすそ野を広げること、多様な主体^{※1}と課題を共有し、連携・共働しながらイノベーションを起こしていく必要があります。

第4期となる「豊田市市民活動促進計画」では、第3期計画によって推進してきた施策を引き続き実施しつつ、更なる市民活動のすそ野の拡大と、市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能強化を目指し、本市の市民活動が発展することを目的に策定しました。

2 共働によるまちづくり

「共働」とは、市民と行政が共に考え、共に行動することでよりよいまちを目指すことです。本市では、市民と行政が協力・連携すること（通常これを「協働」といいます。）のほか、共通する目的に対して、それぞれの判断に基づいて、それぞれに活動することも「共働」としています。

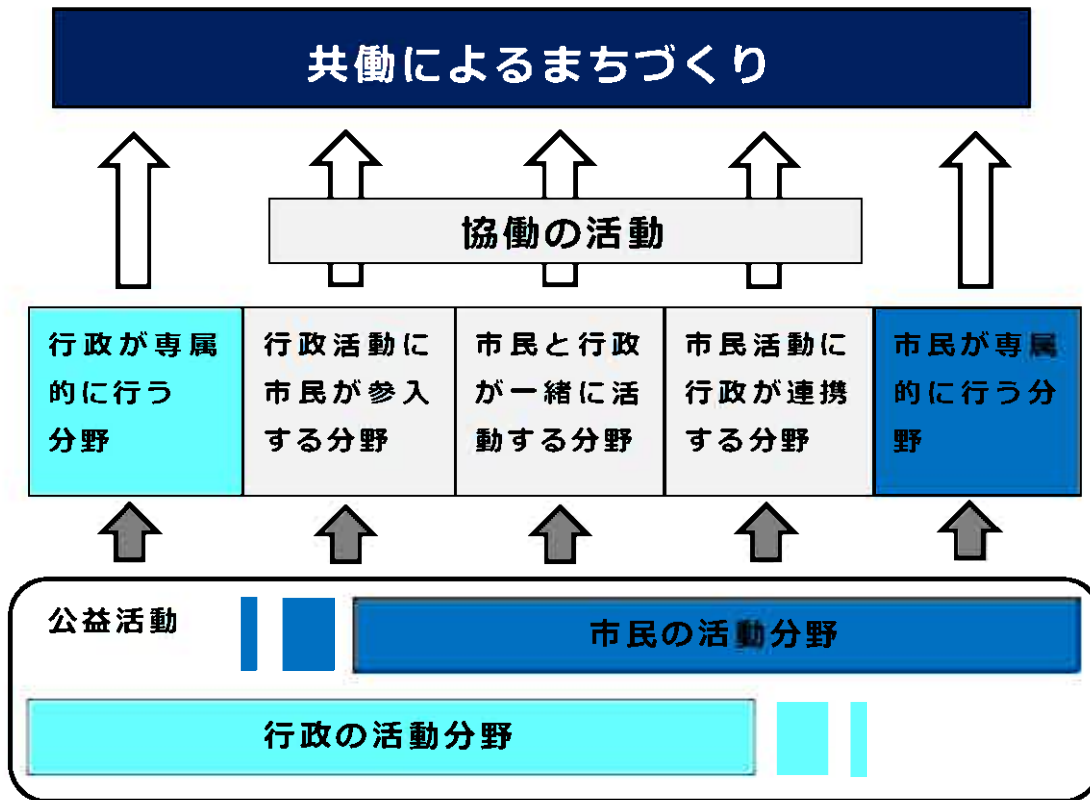
本市では、多様な主体による多様なサービスが提供されることで、まちの幅や厚み、深みが増し、一層魅力あるまちとなることを期待し「共働によるまちづくり」を推進しています。

子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、「自立した地域社会」を築き、「安心して豊かに暮らせる地域社会」を実現することが、「共働によるまちづくり」のめざす姿です。

用語解説

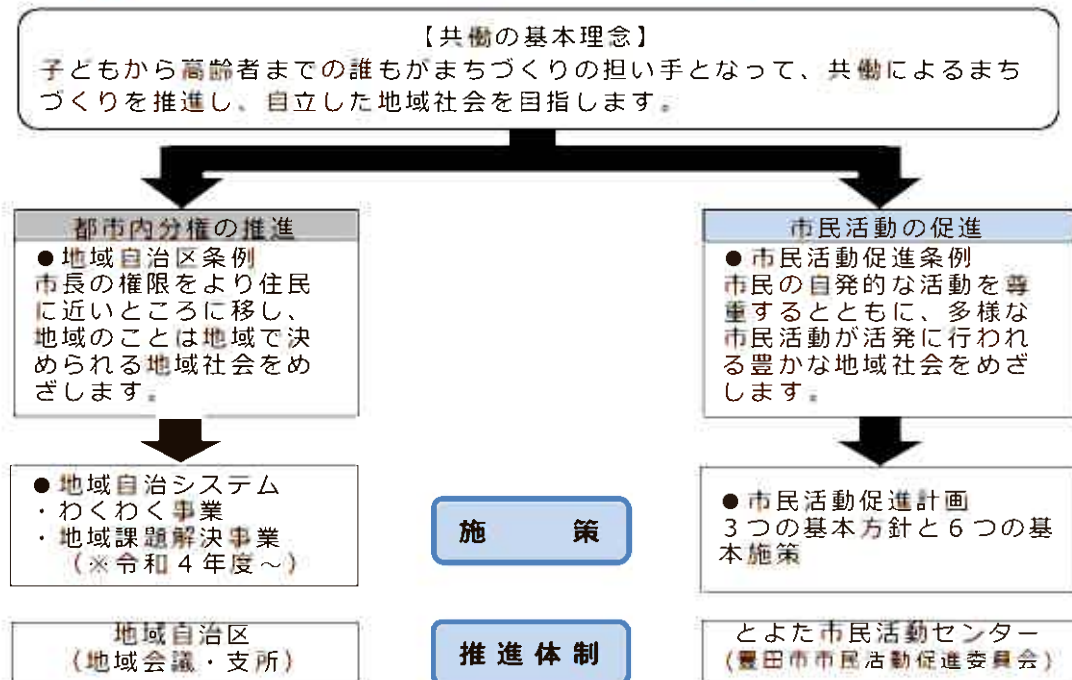
※1 多様な主体：個人、市民活動団体、地域組織、企業、教育機関、行政等の様々な立場で公共の担い手となり得る者

■ 共働によるまちづくりのイメージ



※市民には企業・教育機関等も含む

■ 共働によるまちづくりを推進する2つの施策



3 用語の定義

本計画では、「市民」、「市民活動」、「市民活動団体」について、「豊田市まちづくり基本条例」及び「豊田市市民活動促進条例」に基づいて、次のように定義します。

○市民

市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体。

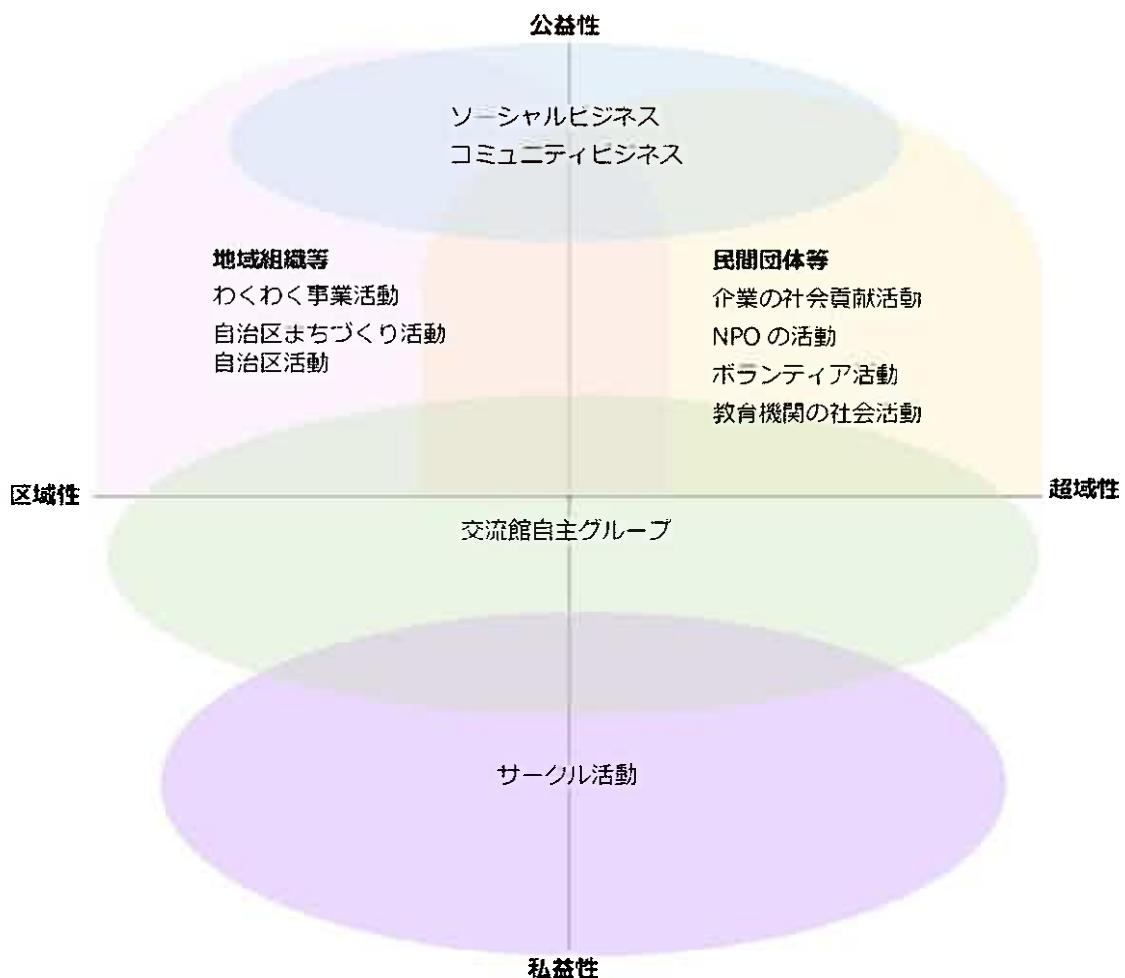
○市民活動

営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動。

○市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とする団体。例えば、自治区、コミュニティ会議などの地域で活動する団体、ボランティア団体、NPO法人などの特定の分野やテーマについて活動する団体。

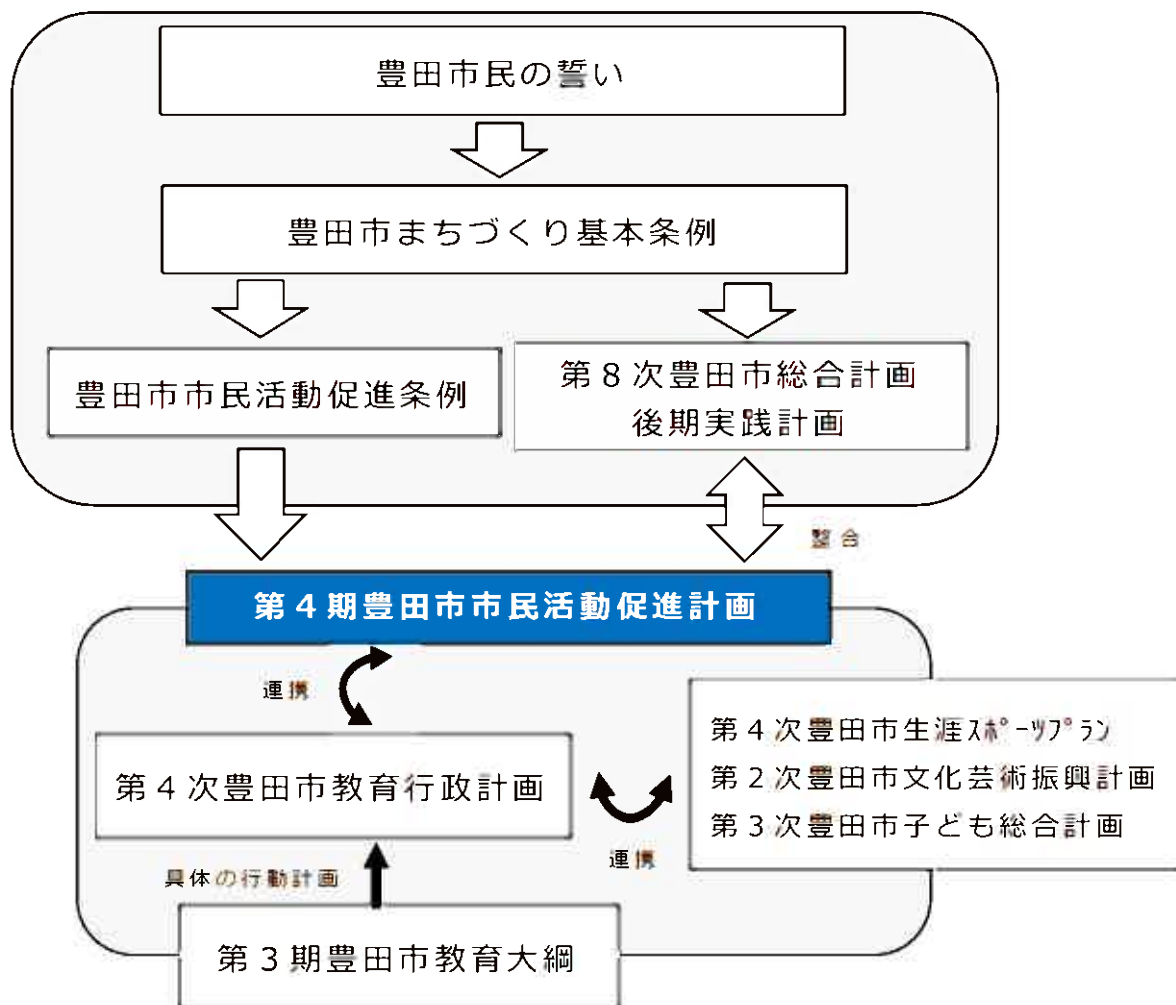
■本市の市民活動の概念図



4 計画の位置づけ

本計画は、「豊田市まちづくり基本条例」及び「豊田市市民活動促進条例」に基づき、本市の市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本計画です。

また、本計画は、「第8次豊田市総合計画・後期実践計画」に連動する個別計画として策定しました。



5 計画の期間

計画期間は、「第8次豊田市総合計画・後期実践計画」との整合（後期実践計画の事業内容を反映させるため1年後に策定）を図るため、2022年度から2025年度までの4年間とします。

■ 総合計画と市民活動促進計画の計画期間

2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 (年度)

総合計画	第8次総合計画（8年）							
	前期実践計画（4年）				後期実践計画（4年）			
市民活動促進計画	第2期	第3期促進計画（4年）			第4期促進計画（4年）			

第2章 第3期豊田市市民活動促進計画の成果と課題

「第3期豊田市市民活動促進計画」では、「市民活動のすそ野の拡大」と、「活動団体の自立と連携」をテーマに、市民活動を「①知る・参加する」、「②始める」、「③深める」の3つのステップを視点に置き、3つの施策の柱を掲げ様々な取組を進めてきました。ここでは、その取組結果と課題についてまとめます。

■ 第3期豊田市市民活動促進計画の施策の柱（2018～2021年度）

1	市民活動のきっかけをつくります
2	市民活動に踏み出す市民を支援します
3	市民活動の活発化に向けた環境をつくります

施策の柱1：市民活動のきっかけをつくります

【指標】

指標	2016年度	2021年度	状況	めざす方向
ボランティア活動やNPO活動などに参加している市民の割合	15.0%	17.4%	↑	↑
地域の活動に参加している市民の割合	50.0%	46.9%	↓	↑

出典：市民意識調査(2016年・2021年)

【主な取組状況】

1-1 誰もが市民活動情報にふれることができる情報の発信

(1) 市民活動情報の収集・整理

- 「とよた活動応援ネットワーク会議」などの幅広いネットワークや組織体を活用し情報収集を行いました。
- ボランティア団体・市民活動団体・NPO法人等の一覧や、会議やイベント、各種活動に利用できる公共施設情報をホームページに掲載しました。

(2) 効果的な市民活動情報の発信

- 広報とよた、広報紙「つなぐ」、とよた市民活動情報サイトでの情報発信や報道機関への情報提供等で、市民活動団体に関する情報を発信しました。

■ 広報紙「つなぐ」発行部数

3,500部×6回(2020年度)

■ とよた市民活動情報サイト年間アクセス数

11,126件(2016年度)⇒11,914件(2020年度)

- 生きがい活動(就労、学び、趣味、社会貢献等)を始めるためのきっかけづくりとして「セカンドライフ・チャート」を作成し、主に定年後のシニア世代を対象に情報提供を行いました。
- 「とよた市民活動ガイドブック」は、構成を工夫し、とよた市民活動センターの全登録団体の情報を掲載しました。

■ 市民活動団体の情報発信方法(登録団体アンケート調査/2019年、184団体)

発信方法	数値(%)
SNS ^{*1}	48.9
ホームページ、ブログ	42.9
クチコミ	37.0
とよた市民活動情報サイト	23.9

用語解説

※1 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと

1-2 誰もが市民活動に参加できる機会の提供

(1) 市民活動を体験できる機会の提供

- 市民活動の情報を集約して発信し、個人が気軽に市民活動に触れる機会として「とよたつながる博」を開催しました。

■とよたつながる博 参加者数

年度	企画プログラム数	参加者数(人)
2020	151	941

- 「とよたシニアアカデミー」では、1年間の学習や活動を通じて知識・技能の習得と仲間づくりを行う「通年コース」、社会課題や地域課題の担い手として活躍してもらうために具体的・専門的な学び・体験の機会を提供する「専門コース」、市民活動を始めるきっかけづくりの単発講座「はじめの一步講座」などを通じ、シニア世代の社会や地域での活躍を支援しました。
- 「市民によるアートプロジェクト推進事業」では、アートサポーターを中心に、各種文化イベントの企画・運営に取り組みました。

(2) 社会課題に気づく場の提供

- 「市民活動見せま SHOW」として、ペDESTリアンデッキ広場にて団体活動を実施してもらい、通行する市民の目に触れる機会を提供し、活動を見せる化しました。

【評価】

- ・対象者に合わせてSNS等の媒体も含めて、行政として着実に市民活動情報の発信を行いました。
- ・複数の情報発信手段を効果的に活用している市民活動団体がある一方で、人材も含め、情報発信を課題とする市民活動団体も多く存在します。
- ・「とよたつながる博」を新たに開催し、コロナ禍の中でも市民活動に触れる機会を提供できました。

【課題】

市民活動のすそ野拡大につながるような情報発信の取組は引き続き必要です。

施策の柱2：市民活動に踏み出す市民を支援します

【指標】

指標	2017年度	2020年度	状況	めざす方向
市民活動センター登録団体数	268 団体	272 団体	↑	↑
市民活動センター新規登録団体数	29 団体 (2016年度)	9 団体	↓	↑

【主な取組状況】

2-1 市民活動を始めやすい環境の整備

(1) 活動を始めるための支援事業の充実

- 税理士による会計相談や、識者によるNPO運営相談会など専門的な相談にも対応し、市民活動団体からの相談体制を充実させました。

(2) 利用しやすい活動場所の提供

- 既存の公共空間を利用して、市民が主体となった賑わいづくりを推進する「あそべるとよたDAYS」を実施しました。
- とよた市民活動センターのレイアウトを変更し、市民活動団体が利用しやすいようスペース確保をしました。
 - とよた市民活動センター利用者数
89,600人（2016年度）→42,499人（2020年度）
 - とよた市民活動センター貸部屋の利用率
68%（2016年度）→43%（2020年度）
※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で軒並み利用者等が減少しました。
 - ウィズコロナ・アフターコロナでの活動において、特に必要な支援（令和2年度市民活動団体実態調査結果）
 - ・オンラインツールに関する情報提供 41.5%
 - ・活動場所の提供 20.8%
 - ・専門家によるアドバイス 11.9%

【評価】

- ・2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しましたが、とよた市民活動センターは、市民活動の拠点として、活動場所や情報の提供、相談等の機能の充実により多くの市民活動団体が活用しています。
- ・ウィズコロナ・アフターコロナでの活動においては、オンラインツールに関する情報提供、活動場所の提供が求められています。

【課題】

コロナ禍の中でも引き続き、市民活動支援拠点として、活動場所や情報提供が必要です。

施策の柱3：市民活動の活発化に向けた環境をつくります

【指標】

指標	2017年度	2020年度	状況	めざす方向
継続5年以上の市民活動センター登録団体数	200 団体	191 団体	↑	↑
豊田市内のNPO法人数	64 団体	73 団体	↑	↑

【主な取組状況】

3-1 組織力強化を支援する仕組みの整備

(1) 人材や運営に関する支援策の充実

- 市民活動団体の組織運営に関するセミナー（お悩み解決交流カフェ・出張相談会・よろず相談会等）を実施しました。
- プロボノ^{※1}と課題を抱える市民活動団体をマッチングし、共働して課題解決を図る「プロボノシナジープロジェクト」を実施しました。

(2) 資金確保に関する支援策の拡充

- 補助金の基礎知識に関する講座や人材育成講座を実施しました。また、クラウドファンディングをはじめとする新たな資金調達に関する講座等、市民活動団体の発展段階に合わせた講座を実施しました。
- 豊田市市民活動促進補助金は、2016年度に市民活動団体の会員数等申請要件を緩和したことにより、申請しやすくなるようになりました。

【豊田市市民活動促進補助金申請件数・実績】

年度		2016	2017	2018	2019	2020
はじめの一步部門	申請数	12	14	9	9	9
	実績	9	13	8	5	7
活動ステップアップ部門	申請数	7	4	3	7	2
	実績	4	3	2	6	1
新規事業チャレンジ部門	申請数	2	2	3	1	0
	実績	2	2	2	1	0

用語解説

※1 プロボノ：「pro bono publico（公共善のために）」というラテン語を語源とし、社会的・公共的な目的のために、仕事上の専門知識やスキルを活かすボランティア活動を行う人

3-2 効果的な課題解決に向けた多様な主体の共働の仕組みづくり

(1) 多様な主体の交流の場づくり

- 多様な主体を対象とした意見交換会として、共働事業促進交流会「Man appo」を開催しました。

(2) 多様な主体の連携を促進するためのコーディネート機能の充実

- 市民活動主体の事業提案を共働で実施する「共働事業提案制度^{*1}」を実施しました。
- とよた活動応援ネットワーク等を通じて、市民活動団体の活動情報等を企業へ提供しました。
- おいでん・さんそんセンターによる「交流コーディネート事業」では、企業・労組を対象としたマッチングや大学等を対象としたインターンシップ事業の受け入れ、いなか暮らし体験事業の企画などを実施しました。
- 企業による市民活動への助成金に対し、とよた市民活動センター登録団体をマッチングしました。
- 交流館では、市民により使いやすくするため、営利でも利用できるよう利用目的を緩和しました。

■ 共働事業提案制度

【行政テーマ設定型】

年度	テーマ数	エントリー団体数	提案事業数	採択事業数
2013	2		2	2
2014	1		0	0
2015	2	3	3	2
2016	1	2	1	0
2017	1	1	1	1
2018	3	1	1	1
2019	2	2	2	2
2020	3	2	2	0

【市民提案型】

年度	エントリー団体数	提案事業数	採択事業数
2014 (試行)		9	3
2015	11	3	2
2016	4	0	0
2017	4	3	2
2018	4	2	0
2019	2	2	1
2020	0	0	0

注：市民提案型の正式実施に合わせ、2015年度に制度運用の変更がされ、提案するにあたり事前エントリーが必要となりました。

用語解説

*1 共働事業提案制度：市民活動団体等と豊田市が課題を共有し、協力・連携して取り組みたいと思う事業提案を公開審査会などを通して事業化する制度

■ 市民活動団体がこれまでに共働・連携を行ったことがある組織
(令和元年度市民活動団体実態調査結果)(複数回答)

・行政	33.7%
・学校	30.4%
・各支援機関(社協・キラとよ他)	30.4%
・市民活動団体	28.8%
・自治区	28.3%

【評価】

- ・補助金制度の実施や各種講座の開催により、市民活動団体の自立を支援する仕組みの充実を図りました。
- ・「プロボノシナジープロジェクト」を新たに開始し、社会人のボランティア参加の場を創出し、市民活動団体とマッチングし課題解決につなげました。
- ・一部では市民活動団体同士の連携が進んでいますが、全体的な広がりはありません。

【課題】

市民活動団体の発展や活動内容の充実に向け、人材面や資金面のノウハウの提供や、プロボノによる組織運営の支援が必要です。

市民活動の更なる活性化や交流促進に向け、市民活動支援拠点のコーディネート機能の一層の充実が必要です。

第3章 市民活動を取り巻く現状と課題

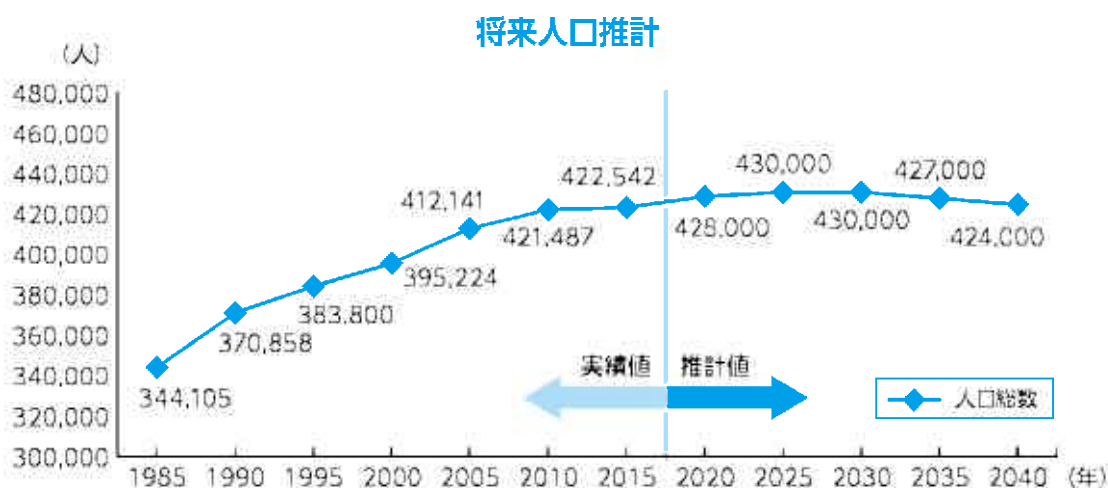
1 社会的背景

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会への転換

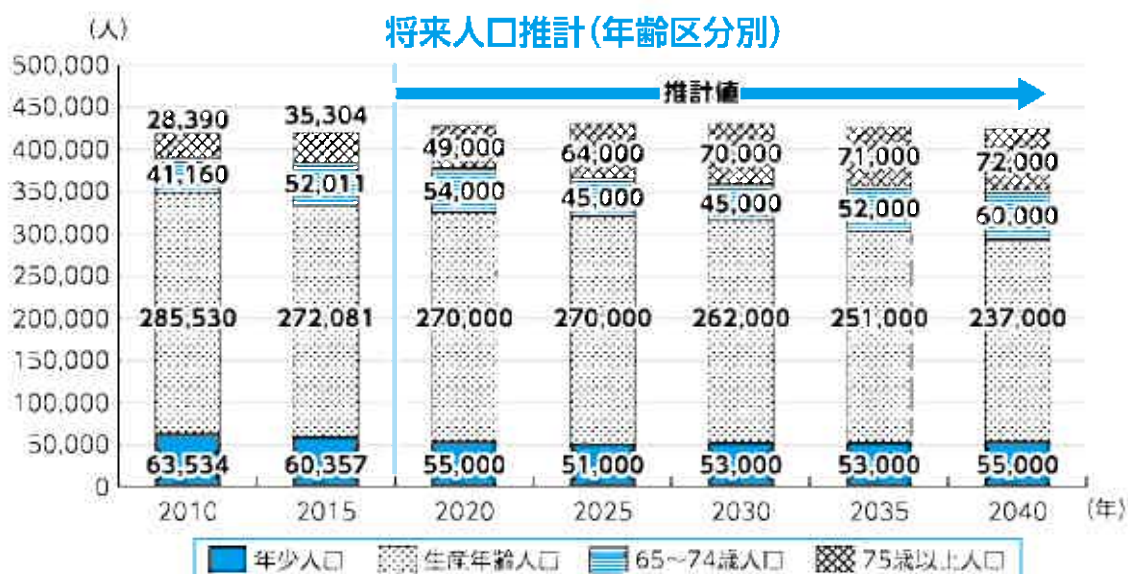
豊田市の総人口は緩やかな増加傾向にありましたが、今後は緩やかに減少する見込みです。

年齢区分別の人口推計を見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少するのに対し、老年人口(75歳以上)は増加し、中でも75歳以上の後期高齢者の人口は、2015年の約3万5千人から2040年では約7万2千人に急増し、総人口に占める割合も約6人に1人となる見込みです。

■ 総人口の推計



■ 年齢区分別人口の推計



資料：実績値は国勢調査(～2015年)、推計値は豊田市推計値

(2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正

2021年4月から70歳まで雇用が努力義務になりました。定年延長により60代の層の就労率が上がることで、市民活動のマンパワー不足が懸念されます。市民活動の担い手である高齢者の活動が減ることが危惧されるため、これまで市民活動に携わったことが無い人にも市民活動に関心を持ってもらい、参加してもらえるような働きかけをしていく必要があります。

(3) 労働者協同組合法の施行

働く人が自ら出資して運営に携わる「協同労働」という新しい働き方を実現する法律が2022年10月に施行される予定で、新たな市民活動組織の運営形態となる可能性があります。

(4) 市民活動における営利・非営利の境界の曖昧化

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行による公益的活動を目的とした一般社団法人の設立や、社会課題をビジネスの手法で解決していく活動（ソーシャルビジネス）などの増加により、NPO法人以外の法人による社会貢献活動が増加しており、営利・非営利を問わず社会課題の解決に取り組む意欲のある様々な主体が公益活動の新たな担い手として期待されます。

(5) 働き方改革による会社員の社会貢献活動の増加

政府の働き方改革の推進により、企業は長時間労働の削減や、社員の副業を認めるケースが増加しています。これにより、社員が企業で培った専門的知識を生かして、市民活動を始めるケースが出始めています。企業も、社員が活動によって幅広い視点を身に付けたり、人脈が広がったりすることを評価し始めています。

(6) 頻発する地震や災害への対応

地震や水害等の自然災害が、毎年のように各地で起こっています。被害を最小限に抑え、早期復興に向けて動き出すためには、日頃から市民同士がお互いに助け合うコミュニティの重要性が改めて見直されています。

(7) 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な活動の自粛は、人との交流機会の減少になり、市民活動において様々な影響が出ています。

感染症対策をしつつ、新しい生活様式（ニューノーマル）に対応したこれからの市民活動のあり方、交流のありかたを考えていく必要があります。

(8) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年の「国連サミット」で採択された開発目標のことであり、2030年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を含む統合的な取組を示しています。

本市は「SDGs 未来都市」に2018年に選定されました。

市民活動団体や企業等と連携し、SDGs ゴールや地域課題解決に向けて取り組むことにより、持続可能なまちづくりを進めていくことにつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 豊田市の市民活動の現状

(1) 市民活動団体

① 市民活動団体数の推移

「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行（1998年3月）以降、とよた市民活動センターの整備（2001年10月）、「豊田市市民活動促進計画」の策定（第1期2009年3月、第2期2013年3月、第3期2018年3月）などの市民活動促進策の実施により、とよた市民活動センター登録団体数は2019年度まではほぼ増加していましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で団体数が減少となりました。

分野別の登録団体数及び新規の登録団体数は、「保健、医療又は福祉の増進」と「子どもの健全育成」分野が多くなっています。

■ とよた市民活動センター登録団体数及びNPO法人数の推移

年 度	2001	2012	2018	2019	2020
登録団体数	135	224	288	290	272
NPO法人数	8	59	68	69	73

※豊田市内に主たる事務所があるNPO法人数

※登録団体数、NPO法人数：各年度3月末時点

■ とよた市民活動センター年度別新規登録団体数・解約団体数

年 度	2016	2017	2018	2019	2020
新規登録数	29	21	20	20	9
解約数	20	27	12	18	27

■とよた市民活動センター分野別登録団体数（2021年3月末時点）

分野	活動内容	団体数
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動	70
2	社会教育の推進を図る活動	12
3	まちづくりの推進を図る活動	28
4	観光の振興を図る活動	2
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	8
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	38
7	環境の保全を図る活動	18
8	災害救援活動	5
9	地域安全活動	4
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動	3
11	国際協力の活動	10
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動	5
13	子どもの健全育成を図る活動	54
14	情報化社会の発展を図る活動	3
15	科学技術の振興を図る活動	1
16	経済活動の活性化を図る活動	0
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	3
18	消費者の保護を図る活動	1
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	7
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0
	合計	272

②気軽に楽しみながら活動する事例の増加

市民活動団体が活動を行うきっかけとして、従来は、社会課題への問題意識や社会貢献意識に基づくものが多く見られましたが、近年は、活動者自身が楽しみながら、仲間づくりや生きがいづくりを目的に市民活動団体を立ち上げたり、活動に参加するケースが増えています。

③専門性を生かして市民活動団体を立ち上げる事例の出現

個人の持つスキルや経験を生かした社会貢献活動が発展し、新たに市民活動団体を立ち上げるケースが出てきています。こうした市民活動団体が専門性を生かして、他の市民活動団体に協力・連携した活動が期待されます。

(2) 個人

① 高齢者の社会活躍への期待

豊田市においても全人口のうち65歳以上の占める割合が24%を超えている状況の中で、定年退職後のアクティブシニア層の社会活躍が期待されます。

② 社会的起業やソーシャルビジネス参入者の増加

社会課題への取組について、ボランティア活動ではなく、新たな社会的価値を創出する「ソーシャルビジネス」という手法を用いた活動が期待されます。

③ 新たな活動者発掘の可能性の高まり

「とよたつながる博」による市民活動を体験できるプログラムや、「とよたまちさとミライ塾」による民間企業主催のイベントなどを通じて、楽しみながら市民活動を知る機会が増えており、こうした機会を通じて自らが活動者として新たに一步を踏み出す市民が増えることが期待されます。



とよたつながる博

(3) 企業

① 社会貢献活動の活発化

「企業も地域社会の一員であり、地域社会やコミュニティの健全な発展に貢献すること（コーポレーションシチズンシップ）」に対する意識の高まりや企業イメージの向上を狙いとして、CSR^{※1}活動に取り組み、地縁組織や市と連携した社会貢献活動が増えています。

② 市と連携した社会貢献活動の増加

2013年に開始した「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」に基づく取組をはじめとして、市と企業の連携による活動事例が増えています。

株式会社セブン-イレブン・ジャパンと市環境政策課の連携では、食品ロスの削減を図るために、同社の食ロス削減に関する取組の紹介を中学校の生徒に行い、それを踏まえて生徒から同社に対して食ロス削減に向けた取組を提案する授業プログラムを実施しました。これにより、若年層のアイデアを取り入れることができ、同社の新たな取組立案の視点につながりました。

■ 共働によるまちづくりパートナーシップ協定締結企業

開始年度	名称
2013年度	ホッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、サッポロホールディングス株式会社
2015年度	豊田商工会議所、豊田信用金庫
2017年度	株式会社スノーピーク
2018年度	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
2021年度	明治安田生命保険相互会社

③ とよた SDGs パートナーの増加

本市と連携した取組や活動を実施する企業や団体が「とよた SDGs パートナー」として登録し、SDGs 達成・持続可能なまちの実現に向けての取組が増えています。(2021年12月末現在：380団体)

(4) 教育機関

教育機関においては、従来から、地域社会とのコミュニケーションや、教職員・学生のモラル向上を目的とした社会貢献活動に取り組まれています。

また、本市が包括連携協定を締結している6大学（愛知学泉大学、愛知県立芸術大学、愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校）等は、様々な社会貢献活動の取組が増えています。

(5) 地域組織

① 地域コミュニティへの期待の高まり

本市は、自治区や地区コミュニティ会議による強固な地域基盤を持ち、住民の自主的な地域活動が活発に行われてきました。

近年、少子高齢化を背景に、地域における支え合いがますます重要視され、住民同士の共助の取組への期待がさらに高まっています。

② 住民自身が地域課題を考え解決する事例の増加

地域自治システムの具体的な取組活動である「わくわく事業」により、地域住民が主体的に地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、生活環境整備、伝統文化の継承、子どもの健全育成など、様々な分野で地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいます。

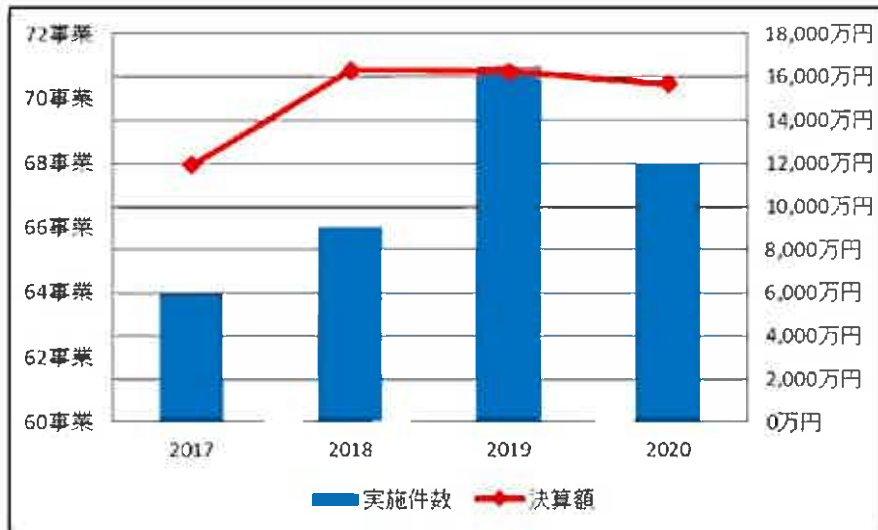
■ わくわく事業実施件数・補助額の推移



③ 行政との共働による地域課題解決への取組

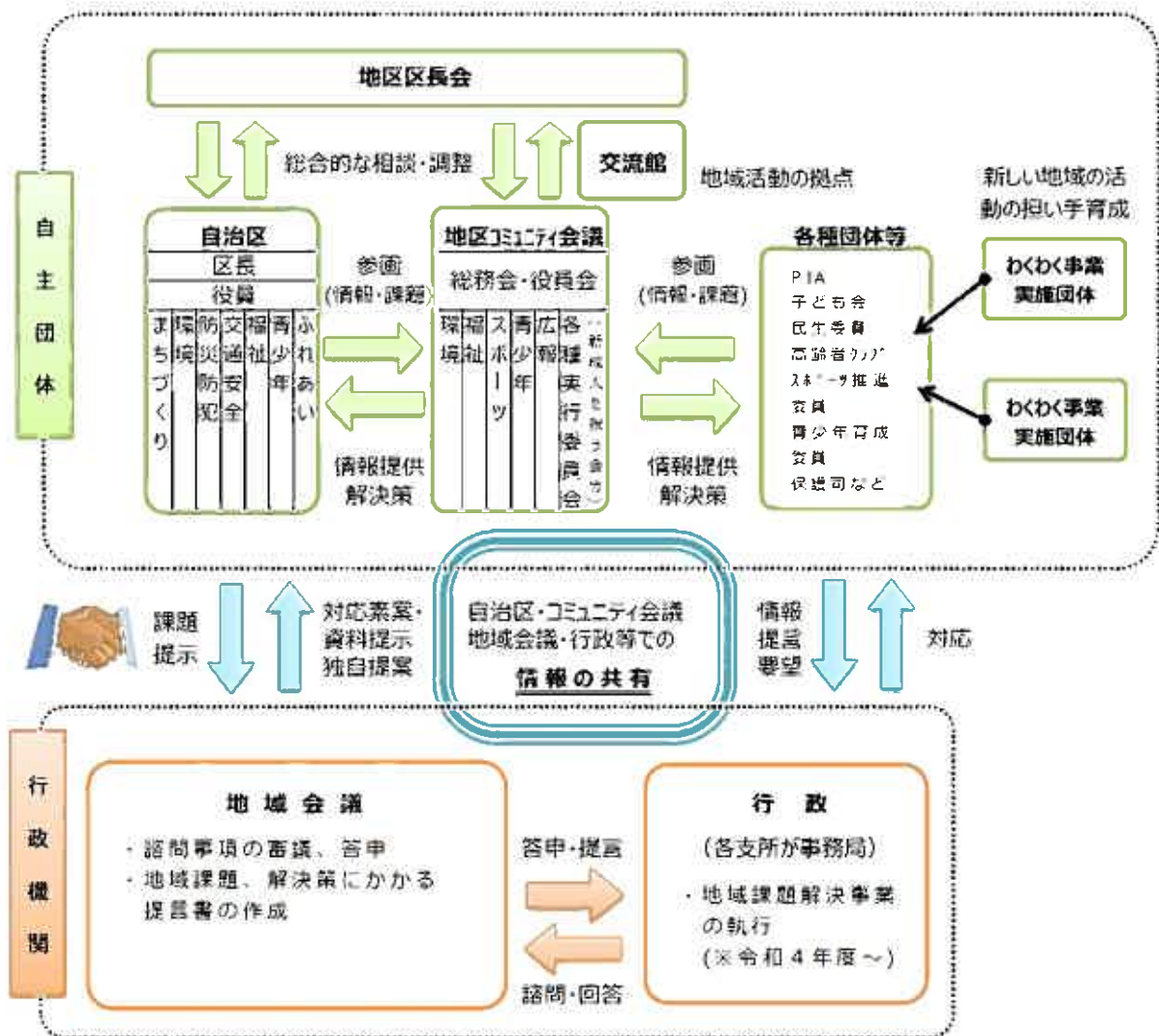
地域自治システムの推進体制である「地域会議」や、地域で共通認識された課題解決策を市の施策に的確に反映させ、効果的に解決する仕組みである「地域予算提案事業（※令和4年度から「地域課題解決事業」に移行）」を通じて、住民参加のもとに地域課題やまちづくりについて話し合い、地域としてどう対応するかを考えています。

■ 地域予算提案事業実施件数・決算額の推移



■ 地域組織の相関図

現行組織と地域会議との関係



(6) 多様な主体による連携

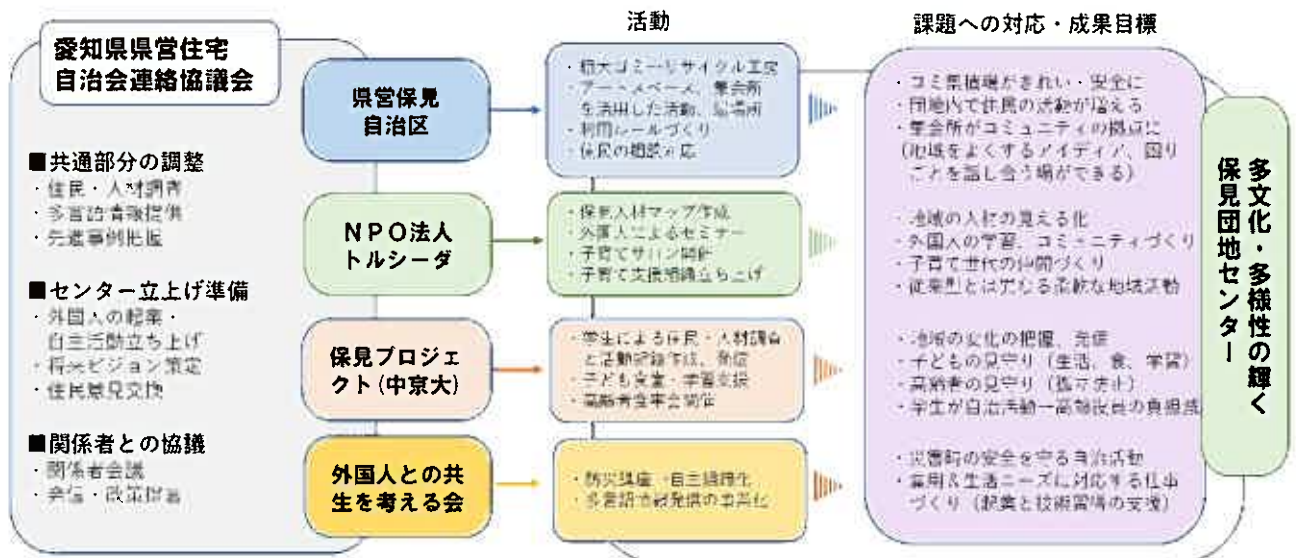
市内では、「多文化多様性が輝く保見団地プロジェクト」と題し、NPO 団体をはじめとする多様な主体による課題解決を進めています。

(2019 年度休眠預金^{*1} 活用事業)

社会・地域課題が複雑になる中で、多様な主体が組織の枠を超えてお互いの強みを出し合うことへの期待が高まっています。課題解決の旗の下に、ヒト・モノ・カネ・情報を効果的に投下することにより課題解決を行っています。

「多文化多様性が輝く保見団地プロジェクト」全体像

保見団地において、多様な住民が支え合い、顔の見える関係性が息づく、あたたかい故郷のような地域・社会ができる



用語解説

※1 休眠預金: 10年以上にわたり取引をしていない口座に眠っている預金。その預金を所定機関に移管し、社会課題解決や民間公益活動のために活用する「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が2018年1月に施行。

3 各種アンケート分析による現状と課題

(1) 市民活動団体等

【市民活動団体の実態アンケート調査①（2019年度）】（N=184）

★活動を継続するための課題（複数回答）

- | | |
|-------------|-------|
| ①人材確保 | 44.0% |
| ②資金確保 | 36.4% |
| ③団体後継者、事業継承 | 25.5% |

<その他意見>

- ・団体を立ち上げたキーマンが辞めると組織が継続できない
- ・会計やPC系など専門性を必要とする作業による負担が大きい
- ・活動をPRする機会が必要だが、効果的な取組が難しい
- ・活動場所の確保がしにくい
- ・会員が減少し、会費が減っている

【市民活動団体の実態アンケート調査②（2020年度）】（N=159）

★コロナ禍における活動を継続するための課題（複数回答）

- | | |
|-------|-------|
| ①人材確保 | 34.6% |
| ②人材育成 | 22.6% |
| ③資金確保 | 20.8% |

【とよたつながる博 2020年度参加団体アンケート】（N=23）

★体験プログラムを実施した結果（複数回答）

- | | |
|-------------------|-------|
| ①活動の宣伝ができた | 91.3% |
| ②地域課題の解決のきっかけになった | 34.8% |

★新たなつながりができたか

- ・新たなメンバーの確保ができた、自団体のPRにつながった
- ・他の市民活動団体とのつながりができた

【現状】

- ・団体継続にあたって人材や後継者を確保することが課題とする団体が増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント系の活動はできなくなっているが、生活に根付いた不可欠な活動は継続されている。
- ・団体同士の横のつながりや、オンライン活用に向けたサポートを求める団体が一定数存在。

【課題】

- ・プロボノや伴走支援など、団体の課題解決を支援していく必要がある。
- ・団体の情報発信（情報）、会員確保（ヒト）、を行うための場を提供する必要がある。
- ・オンライン対応へのきめ細やかな支援、「新しい生活様式」に対応した事業実施の提案や活動事例の紹介、資金支援などを行う必要がある。

(2) 市民

【市民意識調査】

- ★ボランティア活動やNPO活動などに参加している市民の割合
(「継続的に参加している」、「ときどき参加している」と回答した割合)

年	2011	2014	2016	2019	2021
割合	13.9%	12.8%	15.0%	19.7%	17.4%

- ★地域の活動に参加している市民の割合
(「よく参加している」、「ときどき参加している」と回答した割合)

年	2011	2014	2016	2019	2021
割合	45.8%	43.4%	50.0%	56.7%	46.9%

【プロボノ・プロジェクト 2020年度参加者アンケート】(N=14)

- ★社会貢献活動への意欲が高まったか？

・「とても高まった／高まった」
参加前 71.4%
参加後 94.1%

【とよたつながら博 2020年度参加者アンケート】(N=384)

- ★市民活動への理解が深まったか 「はい」 70%
★新たな活動へのきっかけとなったか 「はい」 70%
★今後、活動へ参加してみたいか
・参加したい 47%
・タイミングが合えば参加したい 52%

【現状】

- ・ボランティア活動等に参加している市民の割合は、増加傾向。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、人との交流の機会が減り、市民活動等に参加しづらい状況となっている。
- ・何か始めたいが活動のきっかけがつかめず始められない人が存在する。

【課題】

- ・何かを始めたいと考えている市民が活動を始めのきっかけとなる機会を提供しつづける必要がある。
- ・市の多様な地域資源（ヒト・モノ・コト）を活用し、様々な活動をしている団体を知り、誰もが市民活動情報に触れることのできる情報の総合発信と気軽に市民活動に参加できる活動体験機会を提供する必要がある。

(3) 企業

【企業等社会貢献活動意識調査(2020年度)】(N=196)

★企業等の社会貢献活動の取組状況

- ・現在取り組んでいる 64.3%

★社会貢献活動を進めていく上での問題（複数回答）

- ①企業内での社会貢献活動の推進体制の整備が困難 31.1%
- ①社会貢献活動に参加する従業員が少ない 31.1%
- ③従業員が参加したくなるプログラムの形成が困難 27.0%

★プロボノについての考え方



- ・推奨したい：20.4%、わからない：70.9%

<推奨したい場合の関心事例>（複数回答）

- ・技術系知識を生かし、ものづくりサポート 53.1%
- ・SNSでの団体やイベント情報の発信 14.8%

★自由記述意見

- ・一企業ではできないので、共働でやれる企業や団体を紹介してほしい。
- ・地域の困りごとなどを情報提供いただきたい。
- ・活動している団体リスト・内容情報・活動に共感できる団体を把握できるようにしたい。

【現状】

- ・社会貢献活動に取り組みたい企業はあるが、どんな困りごとが地域にあるかわからないため活動に結び付いていない。
- ・企業が市民活動団体と接点を持つ場が少ないため、支援がしたくてもできない。また、顔が見える関係でないと連携は難しい。
- ・規模によって単独で社会貢献活動を行える企業と行えない企業がある。
- ・市民活動情報サイト・スマイルゆうネット（トヨタグループボランティアネットワークシステム）を基軸としたボランティア情報の発信が一部の層にしか届けられていない。

【課題】

- ・市内の企業に対して、市民活動情報（ボランティア情報を含む）の発信をはじめ、社会貢献活動へのマッチングを行う必要がある。
- ・社会人のボランティア参加の場を創出し、社会貢献意欲のある人をチーム化し、そのコミュニティを継続的に増やしていく必要がある。

(4) 教育機関

【教育機関社会貢献活動意識調査（2020年度）】(N=15)

★教育機関の社会貢献活動の取組状況

- ・現在取り組んでいる 100.0%

(5) 中間支援^{※1}組織・行政

【市が多様な主体と共働で取り組んだ事業等の調査】

★連携状況

年度	2020
件数	179

★共働の形態

- 委託・指定管理 : 34件 (19%)
- 補助 : 27件 (15%)
- 事業共催 : 34件 (19%)
- 実行委員会 : 3件 (2%)
- 意見交換・情報交換 : 10件 (6%)
- 事業協力 : 59件 (33%)
- アダプト^{※2} : 1件 (1%)
- 評価・改善 : 1件 (1%)
- 個別協定 : 9件 (5%)
- その他 : 1件 (1%)

★共働相手の例

- ・特定非営利活動法人
- ・その他の市民活動団体
- ・地縁組織（自治区）
- ・その他法人（一般社団法人・社会福祉法人・公益社団法人など）
- ・民間企業
- ・その他

【市がNPO団体と共働で取り組んだ事業等の調査】

★連携状況の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020
件数	39	68	73	92	72

用語解説

※1 中間支援：ひと、モノ、カネ、情報などの資源を仲介し、各種ネットワークの促進を支援すること。

※2 英語で「薔子縁組をする」という意味で、市民と行政が共働して清掃をはじめとする緑化等の美化活動を行い、公共空間を「わが子のように面倒をみる」手法として実施するもの。

【共働事業提案制度の提案件数 推移】

＜行政テーマ型＞

年	2011	2014	2017	2020
件数	2	0	1	0

＜市民提案型＞

年	2014	2017	2020
件数	3	2	0

共働事業提案制度の件数は減少しているが、市と市民活動団体をはじめとする多様な主体との共働は進んできている。

【市民活動団体の実態アンケート調査①（2019年度）】（N=184）

★今後、市民活動団体が連携していききたい組織（複数回答）

- ・市民活動団体 40.8%
- ・学校（小・中学校、高校、大学） 35.3%
- ・中間支援組織 34.2%
- ・地縁組織（自治区） 32.1%
- ・行政 31.0%
- ・企業 27.7%

【現状】

- ・市民活動団体が困り事と、個人や企業が持っている特性（専門性）とのマッチングする場が少ない。
- ・行政側が社会資源としての市民活動団体や企業の社会貢献活動の把握をしたいと思っているが、把握しきれていない。
- ・市が進める共働は、「行政主体の共働」が基本となっているため、民主導の公民連携、多様な主体同士の連携までを把握しきれていない。

【課題】

- ・本市では、団体同士の連携やコーディネートを促進する、あるいは事務局を担う人材・団体は少数である。こうした団体、人材を育成する場を、公民共働で創出する必要がある（中間支援組織の育成）。
- ・多様な主体との関係構築・共働により実施する事業を提案する機会や相談体制を整備していく必要がある。

第4章 第4期豊田市市民活動促進計画のめざす姿

・めざす姿

社会情勢の変化に伴い、社会課題や地域課題はより一層多様化・複雑化しています。少子高齢化や働き方・価値観の多様化等により、働き世代、子育て世代の市民活動・地域活動に関わる機会が減少していくと考えられます。

若い世代をはじめとした市民活動のすそ野を広げることや、多様な主体と連携・共働しながら様々な社会・地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

市民活動を持続・発展させるためには、長期的な視点でアプローチしていくことが重要であり、あらゆる人がイメージしやすいように、「第4期豊田市市民活動促進計画」のめざす姿を、次のとおりとします。

市民や市民活動者・団体が、活動を通じて新たに「つながる」こと、多様な主体の交流・連携の輪が「広がる」こと、活動を継続・発展させるために「楽しむ」ことを通じて、市民活動が促進し、住みよい豊田市になることをめざしていきます。

□ 第4期豊田市市民活動促進計画のめざす姿

「つながる 広がる 楽しむまち」

～子どもからシニアまで誰もが活躍し、まちづくりの担い手となることを目指して～

・状態指標

市民活動を促進する各種事業を通じ、現状値の量・質を高めていくことをめざします。

指 標 名	現状値	めざす方向
ボランティア活動や NPO 活動などに参加している市民の割合【市民意識調査】	17.4% (2021年度)	↑
地域の活動に参加している市民の割合【市民意識調査】	46.9% (2021年度)	↑
市民活動センター登録団体数	272 団体 (2020年度)	↑
市民活動情報サイト利用件数	11,914 件 (2020年度)	↑
市民活動促進補助金利用団体数	5 団体 (2021年度)	↑
市が多様な主体と共働で取り組んだ事業件数	179 件 (2020年度)	↑
とよた活動応援ネットワークと中間支援コア会議 参加延べ団体数	54 団体 (2020年度)	↑

第5章 第4期豊田市市民活動促進計画の施策

施策体系

めざす姿	基本方針	基本施策	指標	重点取組	取組の主な内容
<p>子どもからシニアまで誰もが活躍し、まちづくりの担い手となることを目指して</p> <p>つながる 広がる 楽しむまち</p>	<p>方針 1</p> <p>市民が、市民活動を知る・参加するきっかけをつくります</p>	<p>1-1</p> <p>誰もが市民活動情報にふれることができる情報の発信</p> <p>(1)市民活動情報の収集・整理 (2)効果的な市民活動情報の発信</p>	<p>○ボランティア活動やNPO活動などに参加している市民の割合</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>17.4% ↑</p> <p>(2021)</p>	<p>①市民活動のすそ野の拡大</p> <p>②市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業退職予定者への市民活動情報の発信 ・広報紙「つなぐ」の発行 ・市民活動情報サイトとスマイルゆうネット（旧グループボランティアネットワーク）を基軸とした情報発信 ・市民活動センター情報サイトのリニューアルによる情報発信【新規】 ・地域資源マップ[※]を活用した市民活動のコーディネート【新規】
		<p>1-2</p> <p>誰もが市民活動に参加できる機会の提供</p> <p>(1)市民活動を体験できる機会の提供 (2)社会課題に気づく場の提供</p>	<p>○地域の活動に参加している市民の割合</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>46.9% ↑</p> <p>(2021)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・社会課題をテーマとした講演会や講座の開催 ・市民活動体験プログラムの開催 ・多世代（子どもからシニア）を対象とした市民活動に触れる機会の提供
		<p>1-3</p> <p>市民活動を始めやすい環境の整備</p> <p>(1)活動を始めるための支援事業の充実 (2)利用しやすい活動場所の提供</p>	<p>○市民活動センター登録団体数</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>272 団体 ↑</p> <p>(2020)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく事業をはじめとする地域課題を解決する支援策の実施 ・団体立ち上げ期における市民活動促進補助金（はじめの一歩）を活用した支援 ・社会人によるプロボノ[※]としての社会貢献活動 ・市民活動センター、交流館、ボランティアセンター等の市民活動に関する相談窓口の充実
	<p>方針 2</p> <p>市民活動者・団体が、活動を継続・発展させるための支援をします</p>	<p>2-1</p> <p>組織力強化を支援する仕組みの整備</p> <p>(1)人材や運営に関する支援策の充実 (2)資金確保に関する支援策の充実</p>	<p>○市民活動情報サイト利用件数</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>11,914 件 ↑</p> <p>(2020)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー（資金調達手法、事業継承、マネジメント能力向上、会計等）の開催 ・プロボノによる組織運営の支援 ・任意団体が法人化を進めるにあたっての支援 ・団体継続期・発展期における市民活動促進補助金（活動ステップアップ・新規事業チャレンジ）を活用した支援 ・新しい生活様式（ニューノーマル）に対応した事業実施の提案と活動事例の紹介【新規】
			<p>○市民活動促進補助金利用団体数</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>5 団体 ↑</p> <p>(2021)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「とよた活動応援ネットワーク[※]」・「中間支援コア会議[※]」を活用した中間支援組織の連携 ・多様な主体と行政による共働事業の把握と相談体制の充実 ・テーマ型団体と地縁組織の交流・連携
			<p>○市が多様な主体と共働で取り組んだ事業件数</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>179 件 ↑</p> <p>(2020)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・＜再掲＞「とよた活動応援ネットワーク」・「中間支援コア会議」を活用した中間支援組織の連携 ・＜再掲＞地域資源マップを活用した市民活動のコーディネート【新規】 ・各ボランティアセンターと連携した市民活動マッチング機能強化 ・交流館をはじめとする中間支援組織の市民の活躍機会のコーディネート機能強化
	<p>方針 3</p> <p>市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能を強化します</p>	<p>3-1</p> <p>効果的な課題解決に向けた多様な主体[※]の共働の仕組みづくり</p> <p>(1)多様な主体の交流の場づくり (2)多様な主体との共働事業の推進</p>	<p>○とよた活動応援ネットワーク・中間支援コア会議 参加延べ団体数</p> <p>【現状値】 【めざす方向】</p> <p>54 団体 ↑</p> <p>(2020)</p>		
		<p>3-2</p> <p>市民活動支援拠点の機能強化</p> <p>(1)中間支援組織等によるコーディネート機能の充実</p>			

※多様な主体：市民、市民活動団体、地域組織、企業、教育機関、行政等の様々な立場で公共の担い手となり得る者

※地域資源マップ：地域に点在する集いの場の情報を集約した情報展開ツール

※プロボノ：社会的・公共的な目的のために、仕事上の専門知識やスキルを活かすボランティア活動を行う人

※とよた活動応援ネットワーク・中間支援コア会議：市民活動の中間支援を行っている公的機関等（企業も含む。）で組織し、相互連携・情報交換・協議を行う会議体

基本方針 1 市民が、市民活動を知る・参加する きっかけをつくります

基本施策 1-1

誰もが市民活動情報にふれることができる情報の発信

市民活動に興味・関心はあっても、きっかけがつかめないため行動に移せずにいる市民は少なからずいるものと思われます。そうした状態にある市民の行動を促すためには、行動のきっかけとなる市民活動に関する情報がそれぞれに届くことが重要です。しかし、市民活動の分野は幅広く、分野ごとに情報が集約されている状況にあります。また、若者、子育て世代、高齢者等、年代や関心事によって欲しい情報やその情報を得る方法は様々です。

そこで、市民活動に関する情報を集約し、誰もが市民活動情報に触れられる環境づくりを進めます。

【取組】

(1) 市民活動情報の収集・整理

- ・市民活動情報を対象者の年代や関心事に合わせて効果的に発信するために、収集した市民活動情報のデータベース化を進めます。
- ・地域に点在する集いの場の情報を集約した情報展開ツール（地域資源マップ）を作成し、市民活動情報等のコーディネートに活用します。

(2) 効果的な市民活動情報の発信

- ・とよた市民活動センターのホームページをリニューアルし、市民活動情報のプラットフォーム^{*1}化を図ります。
- ・セカンドライフ^{*2}を前にした市民の関心を高めるため、企業の退職予定者説明会等の機会を通して市民活動情報を発信します。
- ・市民活動団体が市民の関心を魅きつける情報発信ができるように、市民活動団体を対象とした広報セミナーを開催します。

用語解説

※1 プラットフォーム：閲覧と更新が可能な情報が、ひとつの場所で複数展開されている場

※2 セカンドライフ：第2の人生。特に定年退職後の人生

基本施策 1-2

誰もが市民活動に参加できる機会の提供

市民活動を始めるきっかけは、情報に触れるだけでなく、実際に活動を体験したり、社会課題を認識したりする機会があることも重要です。そこで、気軽に体験できる機会や社会課題に気づく場を提供し、市民活動への参加を促します。

【取組】

(1) 市民活動を体験できる機会の提供

- ・子どもからシニアまで誰もが市民活動を知り、参加体験ができる取組を実施します。
- ・高齢者の活動を促すため、高齢者を対象とした市民活動体験を「とよたシニアアカデミー」を通じて実施します。

(2) 社会課題に気づく場の提供

- ・社会課題に自然と気がつく場を提供するため、市民が気軽に参加できる「市民交流カフェ」を開催します。
- ・社会課題に対する認識を深めてもらうための講演会やセミナーを開催します。



とよたシニアアカデミー

基本施策 1-3 市民活動を始めやすい環境の整備

企業やグループ、個人が市民活動を始めするためには、活動のノウハウの習得や活動場所などが必要となります。そこで、相談体制の充実や市民活動入門セミナーの開催などの支援策の充実を図るとともに、高齢者のセカンドライフにおける活躍が市民活動につながるよう、高齢者の活躍支援を強化します。

また、活動場所に関する情報提供など、市民活動を始めやすい環境を整備します。

【取組】

（１）活動を始めるための支援事業の充実

- ・市民活動を始めたい市民を後押しするために、セミナーの開催や相談窓口の充実を図ります。高齢者については、学びの機会等を通じた活躍支援を充実します。
- ・社会人によるボランティア（プロボノ）参加の場を創出し、市民活動団体が抱える課題を共働で解決し、「共働によるまちづくり」活動を促進します。

（２）利用しやすい活動場所の提供

- ・市民活動団体が活動を行う場所として、「とよた市民活動センター」のホール・研修室等を貸し出し、活動のサポートを行います。
- ・市民活動の場として豊田市駅周辺のペDESTリアンデッキ等の公共空間を提供します。



プロボノプロジェクト

基本方針 2 市民活動者・団体が、活動を継続・発展させるための支援をします

基本施策 2-1 組織力強化を支援する仕組みの整備

市民活動が継続・発展していくためには、活動主体の組織運営や資金面が充実することが必要です。そこで、活動主体の発展段階や抱える課題に合わせて支援する仕組みを整備します。

【取組】

（１）人材や運営に関する支援策の充実

- ・活動主体の運営能力向上のため、マネジメント能力向上セミナーや会計セミナーを開催します。
- ・活動主体が抱える悩みに対し、活動現場においてアドバイスやコーディネート等を直接行うアウトリーチ型の支援を実施します。
- ・社会的信用度が向上するNPO法人や一般社団法人等への法人化ができるように組織力強化を支援します。

（２）資金確保に関する支援策の充実

- ・市民活動団体が、活動の継続・活性化を目指したり、多様化する課題に取り組む新たな事業を行う場合に対して、豊田市市民活動促進補助金を交付します。
- ・市民活動団体に対して、各種助成金情報の提供を行います。



豊田市市民活動促進補助金 成果発表会

基本方針 3 市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能を強化します

基本施策 3-1

効果的な課題解決に向けた多様な主体の共働の仕組みづくり

異なる分野の主体が連携することによって、複合化・複雑化する社会課題を解決する可能性が高まります。そこで、様々なテーマに取り組む多くの主体が交流できる場の提供と、共通の社会課題に対して連携して取り組み、課題解決し育ちあうことを目指します。

【取組】

(1) 多様な主体の交流の場づくり

- ・特定の社会課題をテーマに、連携して課題を解決するため、市民活動を行っている個人、団体、企業、教育機関などの交流を促進する意見交換の場の充実を図ります。

(2) 多様な主体との共働事業の推進

- ・共働事業提案制度により、市民活動団体等からの社会課題解決のためのアイデアを募集し、協力・連携の取組を実施します。
- ・多様な主体の連携を促進するため、相談体制の充実を図ります。

基本施策 3-2

市民活動支援拠点の機能強化

中間支援組織や中間支援を目的に活動している団体との連携を深め、多様な市民活動への支援体制の充実を図ります。

【取組】

(1) 中間支援組織等によるコーディネート機能の充実

- ・交流館をはじめとする中間支援組織の市民の活躍機会のコーディネート機能強化を図ります。



とよた活動応援ネットワーク

第4期豊田市市民活動促進計画に関連する事業

基本方針① 市民が、市民活動を知る・参加するきっかけをつくります

1-1 誰もが市民活動情報にふれることができる情報の発信

取組（1）：市民活動情報の収集・整理

事業名	内容	担当課
市民活動情報データベース化	市民活動にかかわる情報を収集し、データベース化を実施	とよた市民活動センター
地域資源マップ	地域に点在する集いの場の情報を集約した情報展開ツールを作成し、市民活動等のコーディネートを実施	情報戦略課ほか

取組（2）：効果的な市民活動情報の発信

事業名	内容	担当課
広報紙「つなぐ」発行	とよた市民活動センターの広報紙を発行し、市民活動情報を提供	とよた市民活動センター
市民活動情報サイトによる情報発信	市民活動情報サイト（とよた市民活動センターホームページ）を見やすくリニューアルを行い、市民活動情報の掲載とプラットフォーム化	とよた市民活動センター
スマイルゆうネット	スマイルゆうネット（トヨタグループボランティアネットワークシステム）と連携し、ボランティア情報等を発信	とよた市民活動センター
広報力向上セミナーの開催	市民活動団体を対象とした広報セミナーを開催	とよた市民活動センター
退職予定者への情報発信	企業の退職予定者説明会等を利用して市民活動情報を発信	市民活躍支援課

1-2 誰もが市民活動に参加できる機会の提供

取組（1）：市民活動を体験できる機会の提供

事業名	内容	担当課
市民活動体験支援事業	誰もが市民活動を知り、参加体験ができる取組を実施	とよた市民活動センター
シニアアカデミー	高齢者の市民活動や生きがいづくりを促進するための学び・相談・情報提供等の支援を実施	とよた市民活動センター
とよたものづくりフェスタ事業	子どもたちが様々なものづくりを体験・体感できるイベントを、ものづくり団体、大学、高校、中学校等と連携して開催	ものづくりサポートセンター
市民によるアートプロジェクト推進事業	市民主体の文化芸術活動・発表の場を創出し、文化芸術に関わる人材の発掘・育成を促進	文化振興課
日本語教育促進事業	在住外国人が地域社会で円滑な日常生活を送れるよう、必要な日本語能力を育む切れ目のない日本語学習支援施策の体系化を実施	国際まちづくり推進課
姉妹都市交流事業	市民や学生の姉妹都市への相互派遣等により、友好親善及び異文化理解を促進	国際まちづくり推進課

取組（2）：社会課題に気づく場の提供

事業名	内容	担当課
市民交流カフェの開催	世代や性別、職種などジャンルを超えた多様な価値観を持つ人が気軽に来て気軽に話し合えたり、活動者から直接話を聞ける場や、社会課題に自然と気がつく場を提供	とよた市民活動センター
社会課題講座の開催	社会課題をテーマとした講演会や講座を開催	とよた市民活動センター
女性ライフプラン・キャリア形成支援事業	結婚や出産を機に活動していない女性の就労意欲や市民活動への参画意識を醸成するための相談・セミナー・交流会を開催	とよた男女共同参画センター
自然観察の森を拠点とした自然環境学習事業	環境学習施設「自然観察の森」を拠点に、自然体験など自然環境に関する講座や学習を実施	環境政策課
エコットを拠点とした暮らしの環境学習事業	環境学習施設「エコット」を拠点に、省エネやごみのリサイクルなど身近な生活環境に関する学習や講座を実施	環境政策課
森林普及事業	市民の森づくりに対する理解促進のため、森林と関わりの薄い市民等に合わせた講座を開催	森林課
自転車安全利用講習事業	講義・実技を交えた自転車の安全利用に関する講習を実施	交通安全防犯課
自助意識普及啓発事業	市民の防災意識高揚と自助の取組推進のための啓発事業を実施	防災対策課
相互理解の促進と意思疎通の円滑化の推進事業	地域共生社会の実現に向け、障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化を推進	行政改革推進課

事業名	内容	担当課
国際理解・啓発事業	(公財) 豊田市国際交流協会と連携し、地域の国際化のため、多様な国の言語や文化に関する関心・理解を深め、活動を実践できるイベントや講座を幅広い層を対象に開催	国際まちづくり推進課

1-3 市民活動を始めやすい環境の整備

取組(1): 活動を始めるための支援事業の充実

事業名	内容	担当課
市民活動相談事業	市民活動に関する多様な相談に対応する。また、活動場所としての施設を提供	とよた市民活動センター
市民活動促進補助金 (はじめの一步部門)	市民活動を始めようとする団体や経営基盤の弱い団体に対し、補助金を交付	とよた市民活動センター
シニアアカデミー (再掲1-2)	高齢者の市民活動や生きがいづくりを促進するための学び・相談・情報提供等の支援を実施	とよた市民活動センター
プロボノプロジェクト	社会人によるボランティア(プロボノ)参加の場を創出し、市民活動団体が行う「共働によるまちづくり」活動を促進	とよた市民活動センター
女性のライフプラン・キャリア形成支援事業	結婚や出産を機に活動していない女性の就労意欲や市民活動への参画意識を醸成するための相談・セミナー・交流会を開催	とよた男女共同参画センター
ものづくり教育プログラム事業	小学生を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくり体験を、ものづくりサポーターの支援により実施	ものづくりサポートセンター
クルマづくり究めるプロジェクト事業	子どもたちが、プロからクルマづくりを学び、挑戦する活動を自動車関連企業と連携して実施	ものづくりサポートセンター
わくわく事業	地域資源を活用し、地域課題の解決や地域の活性化のために地域住民が主体的に取り組む事業の経費を補助	地域支援課
ブランド農産物担い手育成事業	里親農家とJAと市との共働事業である桃・梨専門コースを運営し、桃栽培サポーターの養成と運用を行う	農業振興課
農とのふれあい推進事業	農ライフ創生センターにおける家庭菜園向け初級農作物栽培技術研修及び市民農園等の運営支援等を実施	農業振興課 農政企画課
鳥獣害対策事業	鳥獣害対策を行う農家や集落の支援及び有害鳥獣駆除の実施。また、人材育成や効果的・効率的な対策を研究	農業振興課
河畔環境整備支援事業	河畔環境保全活動を行う水辺愛護会などの市民団体が、持続的かつ自発的な活動が展開できるよう支援	矢作川研究所
ふるさとの川づくり事業	地域住民の手による身近な小川の自然再生を通して地域の自然への愛着を醸成し、市民と行政が共働で自然豊かな川づくりを実施	矢作川研究所
地域内移動手段確保事業	地域住民と市の共働により地域内を走るバス等を運行し、地域特性や需要に応じた交通サービスを提供	交通政策課

事業名	内容	担当課
民有地緑化促進事業	市民や事業者との共働により民有地の緑化を促進し、うるおいをもたらす緑あふれる空間を創出	公園緑地つかう課
地域子どもの居場所づくり事業	子どもたちが自主的に活動する場、地域の子も同士や大人が交流する機会を提供し、地域全体で子どもの育成を支援	次世代育成課
とよたエコフルタウン推進事業	SDGs の概念・取組の見せる化や先進技術実証の見せる化、サービスの体感・ニーズの集約を実施	未来都市推進課
Jリーグホームタウン推進事業	豊田スタジアムでの名古屋グランパスのホーム公式戦開催に合わせ、来場者を取り込んだ取組や応援気運を盛り上げる自主的な取組に関する支援・調整を実施	スポーツ戦略課
郷土学習推進事業	市民や団体、地域と共働により、郷土の歴史・文化財を子どもたちに継承する取組を学校と連携して実施	文化財課
市民によるアートプロジェクト推進事業 (再掲1-2)	市民主体の文化芸術活動・発表の場を創出し、文化芸術に関わる人材の発掘・育成を促進	文化振興課
重層的支援体制推進事業	高齢や障がい、子ども、困窮など対象や年代を限定しない相談支援や、社会参加の支援、住民同士が支え合える地域づくりを実施	福祉総合相談課 ほか
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用につながる相談体制の構築や、成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり等を実施	福祉総合相談課
きらきらウエルネス地域推進事業	地域の健康関連データを中学校区ごとにまとめた地域健康カルテを基に、地域特性に応じた健康づくりを住民との共働により推進	地域保健課
元気アップ事業	高齢者の体力づくりや認知症予防を目的とした教室を実施し、介護予防活動が自主的に継続できるように支援	地域保健課
高齢者の住宅防火促進事業	各種の福祉関係者と連携し、高齢者宅の訪問時等に火災予防について啓発してもらうことで高齢者の火災による被害を軽減	予防課
応急給水施設整備事業	災害時の応急給水活動を地域と共働で実施するため、拠点となる応急給水施設を整備	(上下水) 企画課
コミュニティ・スクール推進事業	中学校区の単位で小・中学校の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施するコミュニティ・スクールを推進	学校教育課

取組（２）：利用しやすい活動場所の提供

事業名	内容	担当課
市民活動見せまSHOW	市民活動を知ってもらうため、ペDESTリアンデッキ等のまちなかを通行する人に向けて、発表、出展、ワークショップ等を開催	とよた市民活動センター
活動スペースの貸出	活動スペース（ホール・研修室・会議室・活動室（２室）・作業室）の貸し出しや、オンライン活動のサポート等を行い、市民活動団体を支援	とよた市民活動センター
交流館運営事業	豊田市交流館運営基本方針に沿った交流館運営を実施し、地域の拠点施設として、市民活動の促進や市民の活躍を支援	市民活躍支援課
まちなか広場空間活用事業	中心市街地の広場（公共的空間）を多く活用させる取組を展開し、活用者の発掘や育成を行いながら、にぎわいを創出	商業観光課

基本方針② 市民活動者・団体が、活動を継続・発展させるための支援をします

2-1 組織力強化を支援する仕組みの整備

取組（1）：人材や運営に関する支援策の充実

事業名	内容	担当課
運営力向上支援事業	組織運営に関する各種セミナー（資金調達方法・事業承継・マネジメント能力向上等）を開催し、活動団体の運営力向上を図る	とよた市民活動センター
プロボノプロジェクト（再掲1-3）	社会人によるボランティア（プロボノ）参加の場を創出し、市民活動団体が行う「共働によるまちづくり」活動を促進	とよた市民活動センター
新しい生活様式（ニューノーマル）への対応	新しい生活様式（ニューノーマル）における活動事例紹介や、有益な情報を提供	とよた市民活動センター
先進移動技術等実証事業	規制緩和や各種支援事業を通じた先進技術実証の推進及び地域課題・市民生活向上に資する「移動サービス」の担い手育成・支援	未来都市推進課
犯罪のないまちづくり活動支援	構成員全体のスキルアップを狙った講座や研修会の実施、自主防犯活動団体の活動を支援	交通安全防犯課
自主防災活動支援事業	自主防災リーダーの育成や自主防災訓練の支援、補助金交付など、自主防災組織の活動を支援	防災対策課
子ども食堂支援事業	子ども食堂の相談支援及び継続的な運営確保等について社会福祉協議会へ委託。また、運営費用のうち衛生管理上必要な経費を補助	福祉総合相談課
地域スポーツ支援事業	地域スポーツクラブやスポーツ推進委員の活動を様々な点から支援することで、身近な地域でのスポーツ機会を創出	生涯スポーツ推進課
スポーツボランティアの活動促進事業	スポーツボランティアとよたの事務局を立ち上げ、ボランティアによるおもてなし事業を実施	スポーツ戦略課

取組（2）：資金確保に関する支援策の充実

事業名	内容	担当課
市民活動促進補助金（活動ステップアップ部門・新規事業チャレンジ部門）	市民活動団体が、活動の継続・活性化を目指したり、多様化する課題に取り組む新たな事業を行う場合に補助金を交付	とよた市民活動センター
助成金情報の提供	市民活動団体へ各種助成金情報を提供	とよた市民活動センター

基本方針③ 市民活動支援拠点の共働連携・コーディネート機能を強化します

3-1 効果的な課題解決に向けた多様な主体の共働の仕組みづくり

取組（1）：多様な主体の交流の場づくり

事業名	内容	担当課
とよた活動応援ネットワーク・中間支援コア会議	多様な主体を対象とした意見交換会等の交流ができる機会を提供	とよた市民活動センター
テーマ型団体と地縁組織の交流会	テーマ型と地縁組織の交流する機会を提供	市民活躍支援課
市民活動体験支援事業（再掲1-2）	誰もが市民活動を知り、参加体験ができる取組を実施	とよた男女共同参画センター
まちなか広場空間活用事業（再掲1-3）	中心市街地の広場（公共的空間）を多く活用させる取組を展開し、活用者の発掘や育成を行いながら、にぎわいを創出	商業観光課

取組（2）：多様な主体との共働事業の推進

事業名	内容	担当課
共働事業提案制度	市民活動主体の事業提案を共働で事業実施するための制度の運用、研修を実施	市民活躍支援課
交流館と地域学校共働本部の連携強化	学校側のニーズと交流館等が持つ地域資源情報を共有し、地域の特性に合わせて連携を推進	市民活躍支援課 学校教育課
地域学校共働本部推進事業	地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動推進	学校教育課
地域課題解決事業	地域の意見を市の予算に反映し、地域と共働で課題に対応	地域支援課
企業・大学と連携したスポーツ支援体制の構築	企業・大学と連携したスポーツ教室等を継続して開催しながら、企業・大学の優れた指導者や環境を活用できる仕組みを構築	生涯スポーツ推進課
市民との共働による不法投棄監視活動事業	市民・企業ボランティアである不法投棄パトロール隊との共働により不法投棄を早期発見・回収し、新たな不法投棄を監視及び抑止	清掃業務課
SDGs 未来都市推進事業	とよたSDGsパートナーとの連携事業及び活動支援を行い、SDGs 未来都市の取組事例の国内外への発信	未来都市推進課
地域エネルギー活用モデル構築事業	環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及を促進するとともに、エネルギーの地産地消モデルを構築し、地域課題解決に向けたエネルギーの有効活用を行う	未来都市推進課
外国人市民の住みやすさ向上事業	外国人市民の意見を市の取組に反映させるとともに、外国人への効果的な情報伝達体制を確立	国際まちづくり推進課

事業名	内容	担当課
総合的な認知症施策推進事業（早期発見と社会参加）	認知症の早期発見・対応と、認知症の人がそれぞれの個性に合わせたボランティアや就労などの場へ社会参加ができる仕組みの構築	高齢福祉課
総合的な認知症施策推進事業（支援チーム）	認知症の人等の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築し、支援チームとして共生の地域づくりを推進	高齢福祉課

3-2 市民活動の支援拠点の機能強化

取組（1）：中間支援組織等によるコーディネート機能の充実

事業名	内容	担当課
とよた活動応援ネットワーク・中間支援コア会議（再掲3-1）	多様な主体を対象とした意見交換会等の交流できる機会を提供	とよた市民活動センター
市民の活躍機会のコーディネート	交流館をはじめとした中間支援組織による市民の活躍機会のコーディネートを実施	市民活躍支援課
ボランティアセンターとの連携	各ボランティアセンターと連携し、市民活動をマッチング	とよた市民活動センター
地域資源マップ（再掲1-1）	地域に点在する集いの場の情報を集約した情報展開ツールを作成し、市民活動等のコーディネートを実施	情報戦略課ほか
交流コーディネート事業	おいでん・さんそんセンターにより、都市部と山村部をコーディネートするとともに、その魅力や山村部の価値を発信	企画課
子どもの学習・生活支援事業	経済的理由等で学習環境が整っていない子どもへ、ボランティア等による学習支援や生活習慣の改善など世帯全体の生活支援を実施	福祉総合相談課

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

市の関係組織や市内の様々な機関・団体が連携し、役割分担することによって、「第4期豊田市市民活動促進計画」を着実に実行していきます。

(1) とよた市民活動センター

市民活動支援の拠点として、関連組織と連携しながら市の様々な市民活動情報を収集・整理・発信や、市民と行政のパートナーシップを促進する環境づくりなどの機能を担います。

(2) 豊田市市民活動促進委員会

豊田市市民活動促進委員会は、市民活動団体関係者や学識経験者、公募市民などにより構成されています。市民活動の促進に必要な事項について、調査・審議・提言・評価を行います。

(3) 共働推進責任者・共働推進担当者

共働推進責任者（副課長）・共働推進担当者を市の各所属に配置し、それぞれの職場で共働によるまちづくりを推進します。

2 施策の進捗管理

「第4期豊田市市民活動促進計画」を、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）で推進するため、定期的に本計画の進捗管理を行います。

本計画では、市民活動促進委員会が施策・事業の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行うことにより、施策のより効果的な推進に役立てるとともに見直しを検討します。

資料

1 第4期豊田市市民活動促進計画策定の経緯

(1) 豊田市市民活動促進委員会

豊田市市民活動促進委員会は市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議する審議会で、豊田市市民活動条例第8条に設置の定めがあります。

同審議会の委員は、学識経験者、市民活動団体の代表、公募市民等により構成され、2019年4月～2022年2月まで全7回にわたり第4期豊田市市民活動促進計画策定に関する会議を開催し、審議を行いました。

① 豊田市市民活動促進委員

氏名	所属等	任期
谷口 功	【会長】 椋山女学園大学 教授	7・8期
伊東 浄江	【副会長】 特定非営利活動法人トルシーダ	7・8期
三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ	7・8期
西村 新	とよたプロモ部	7・8期
三田 博司	一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ	7・8期
有我 都	キッズプランナー	7・8期
鬼木 利瑛	株式会社 eight	7・8期
小野 健	株式会社小野デザイン事務所	7・8期
桑原 正明	浄水地区コミュニティ会議	7期
大谷 和弘	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	7期
野下 浩平	特定非営利活動法人 豊田ハンディキャプの会	7期
鈴木 辰吉	一般社団法人 おいでん・さんそん	7期
松田 朋華	大学生	7期
長谷川 和哉	民間企業	8期
田中 茂樹	一般社団法人 おいでん・さんそん	8期
大地 裕介	社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	8期
三ツ石 靖子	公益財団法人豊田市文化振興財団	8期
宮田 奈佑	専門学校生	8期

任期 第7期：2019年4月1日～2021年3月31日

第8期：2021年4月1日～2023年3月31日

②豊田市市民活動促進委員会への諮問

豊市活発第625号

令和3年5月24日

豊田市市民活動促進委員会
会長 谷口 功 様

豊田市長 太田 稔彦

第4期豊田市市民活動の促進に関する計画について（諮問）

豊田市市民活動促進条例（平成18年条例第79号）第8条第1項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

③豊田市市民活動促進委員会からの答申

令和4年2月 日

豊田市長 太田稔彦 様

豊田市市民活動促進委員会
会長 谷口 功

第4期豊田市市民活動促進計画について（答申）

令和3年5月24日付け豊市活発第625号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審議結果

第4期豊田市市民活動促進計画策定において、本委員会にて会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の第4期豊田市市民活動促進計画（案）につきましては、適当であるという結論を得たので報告します。

なお、計画の実施については、審議過程で各委員から出された意見を十分ふまえ、本計画の実現に努められるよう要望します。

2 別添

第4期豊田市市民活動促進計画（案）
議事録

(2) 市民意識の把握

① 市民活動団体の実態アンケート調査①

ア 期 間 2019年9月25日～10月16日

イ 回 収 184団体（回収率65.0%）

② 市民活動団体の実態アンケート調査②

ア 期 間 2020年12月23日～2021年1月15日

イ 回 収 159団体（回収率59.1%）

③ 企業等社会貢献活動意識調査

ア 期 間 2020年12月24日～2021年1月22日

イ 回 収 196社（回収率24.5%）

④ 教育機関社会貢献活動意識調査

ア 期 間 2020年12月21日～2021年1月15日

イ 回 収 15校（回収率75.0%）

⑤ パブリックコメント

ア 期 間 2021年11月15日～12月14日

イ 提 出 総数192通

直接持ち込み2通、電子メール1通、Eモニター189通

ウ 意見の内訳 項目ごとに417件の意見等に分類

1 計画内容に関する意見	
基本方針1「市民が、市民活動を知る・参加するきっかけをつくります」に関する事	257
基本方針2「市民活動者・団体が、活動を継続・発展させるための支援をします」に関する事	128
基本方針3「市民活動支援拠点の連携・コーディネート機能を強化します」に関する事	19
「第4期豊田市市民活動促進計画（案）」全体に関する事	10
2 その他の意見等	
その他意見・感想	3
合計	417

(3) 第4期豊田市市民活動促進計画策定の経過

開催日	主な議題等
2019年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・市民活動促進補助金審査会審査員の指名について ・第3期豊田市市民活動促進計画の概要及び進捗状況について <2018年度>
9月25日	市民活動団体の実態アンケート調査の実施
2020年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・第3期豊田市市民活動促進計画の進捗状況について <2019年度> ・第4期豊田市市民活動促進計画について（意見交換） ・アンケート調査について
12月21日	教育機関社会貢献活動意識調査の実施
12月23日	市民活動団体の実態アンケート調査の実施
12月24日	企業等社会貢献活動意識調査の実施
2021年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・令和2年度事業報告（とよたつながる博、プロボノプロジェクト） ・アンケート調査結果について ・第4期豊田市市民活動促進計画の策定について（豊田市における市民活動の現状・策定スケジュールについて）
5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・豊田市市民活動促進委員会について ・第4期豊田市市民活動促進計画の骨子について
8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・第3期豊田市市民活動促進計画の進捗状況について <2020年度> ・第4期豊田市市民活動促進計画の施策体系（案）について
10月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・第4期豊田市市民活動促進計画（案）について
11月15日～ 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施
2022年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動促進委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第4期豊田市市民活動促進計画（案）について ・答申案の検討
2月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

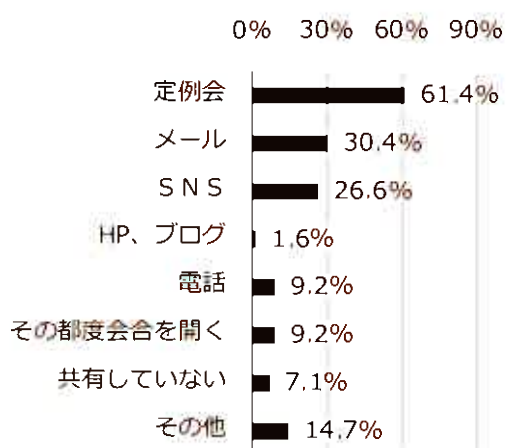
アンケート調査結果

(1) 市民活動団体の実態アンケート調査①(2019年度)

調査目的	①市内活動団体の活動状況及び課題の把握するため。 ②市民活動団体の支援及び共働促進の基礎資料とするため。	
調査方法	①調査対象 とよた市民活動センター登録団体(283団体) ②調査方法 アンケート用紙を郵送にて送付・回収 ③調査期間 令和元年9月25日～令和元年10月16日	
調査結果	(調査対象)	283団体
	(回答数)	184団体
	(回答率)	65.0%
集計及び結果の表示方法について	① 回答の比率は小数点以下第2位で四捨五入している。 このため比率の合計が100%にならない場合がある。 ② 複数回答の比率の合計は100%にならない場合がある。 ③ グラフ中の「N」とはNumber of Casesの略で各設問に該当する回答者総数を表す。	

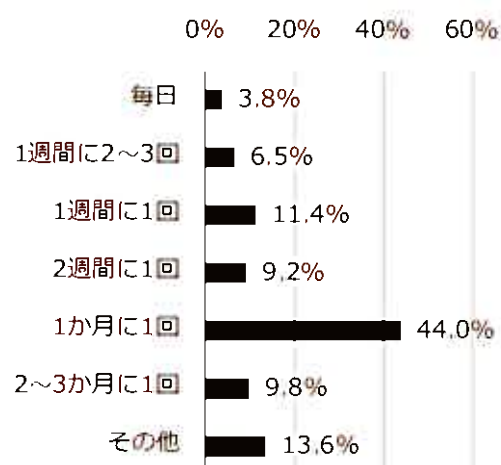
問1 とよた市民活動センターからの情報の団体内部での共有方法(複数回答)

全体(N=184)

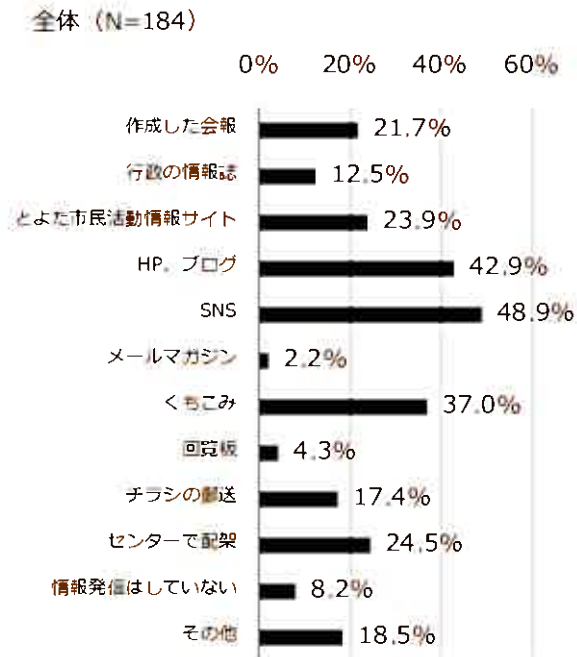


問2 団体内部での情報共有の頻度

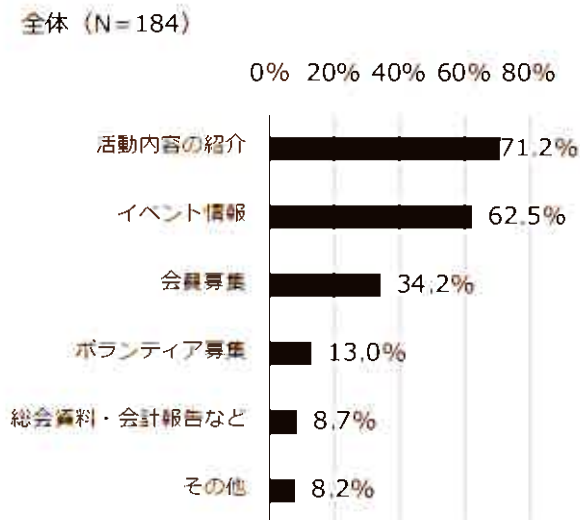
全体(N=184)



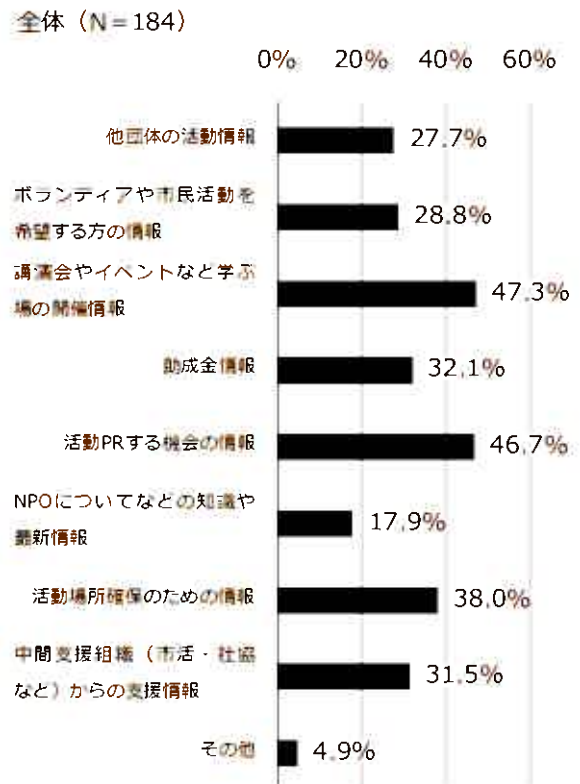
問3 団体外部への情報発信方法
(複数回答)



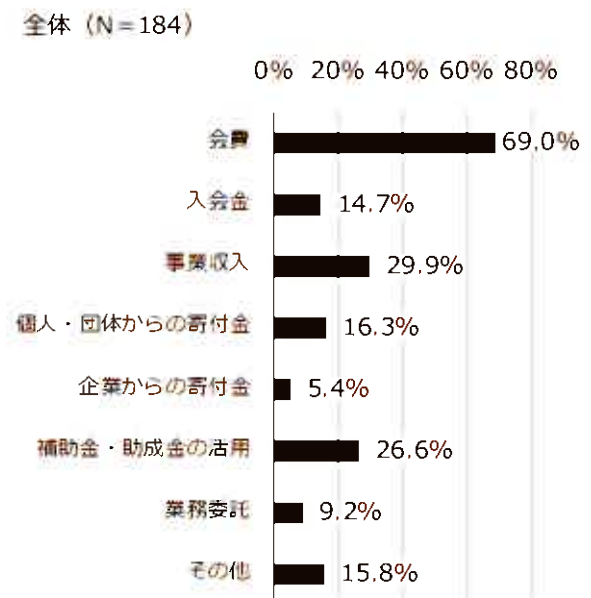
問4 団体外部へ発信する情報の内容
(複数回答)



問5 団体活動に必要な情報の種類
(複数回答)

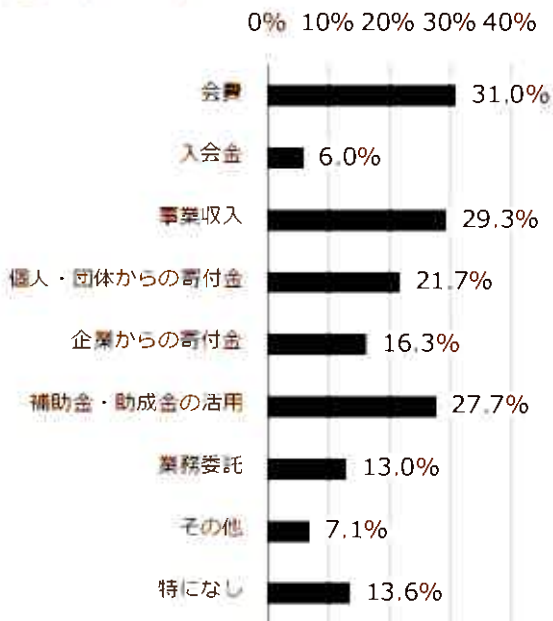


問6 活動資金の主な財源(複数回答)



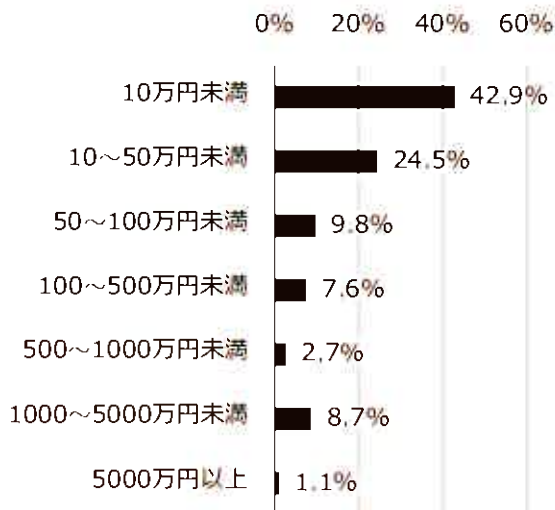
問7 今後増やしたい財源（複数回答）

全体（N=184）



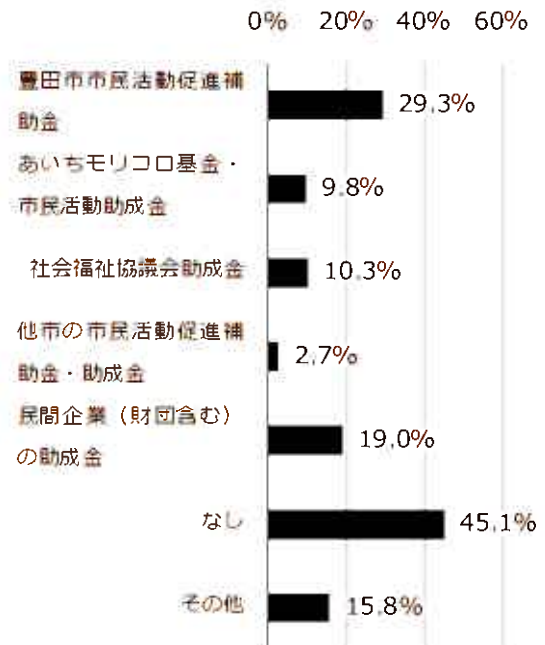
問8 年間予算の規模

全体（N=184）



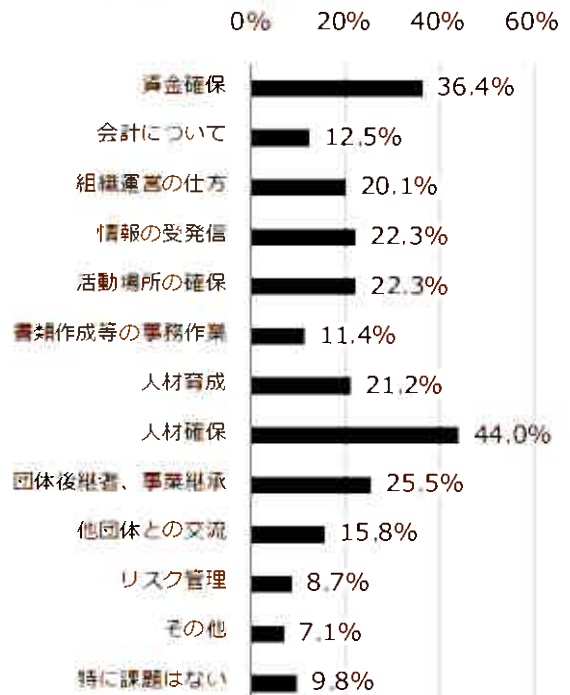
問9 今までに活用したことのある助成金（複数回答）

全体（N=184）

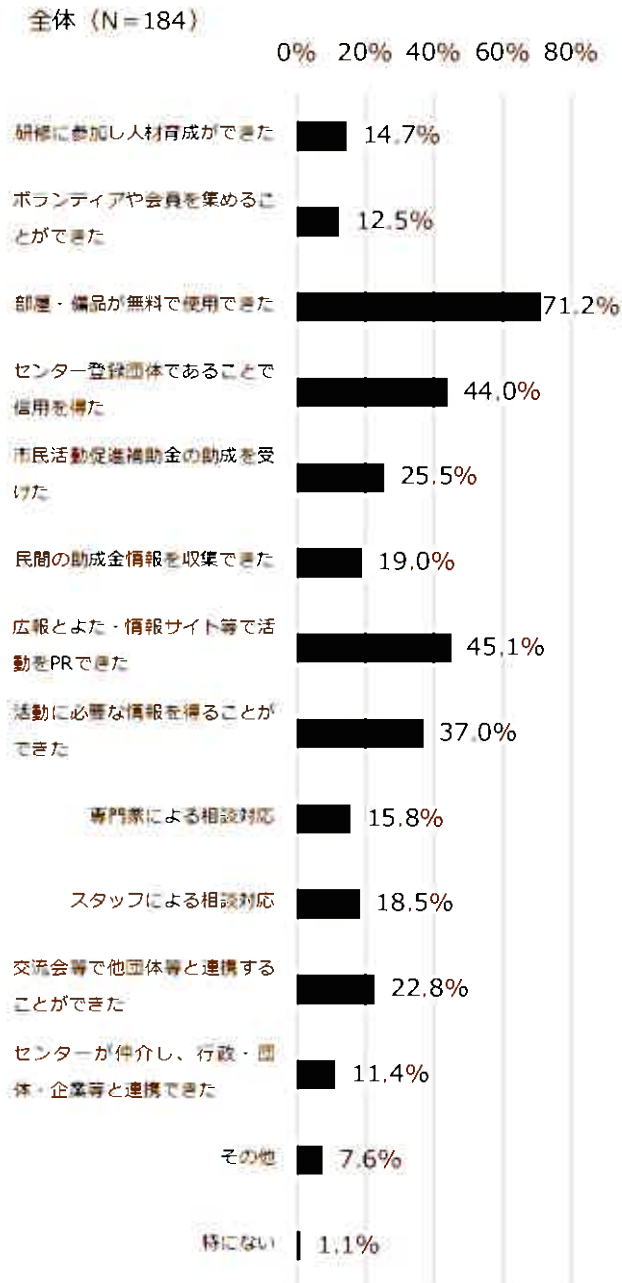


問10 活動を継続するうえでの課題（複数回答）

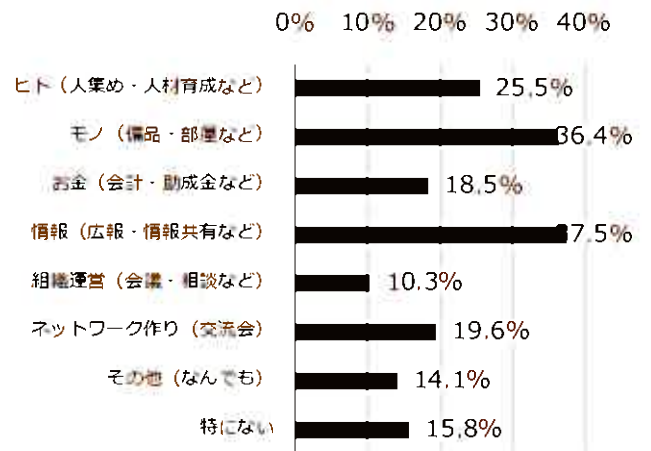
全体（N=184）



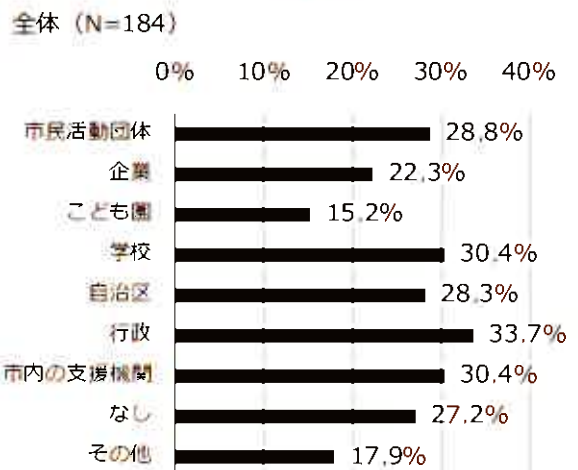
問 1 1 とよた市民活動センターに
登録してよかったこと
(複数回答)



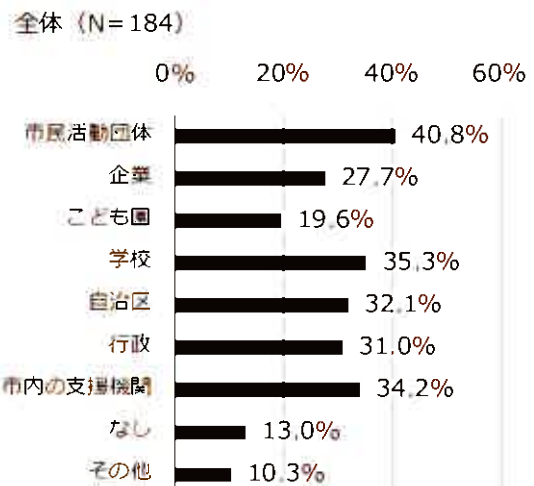
問 1 2 とよた市民活動センターに
期待すること (複数回答)
全体 (N=184)



問 1 3 これまでに共働・連携を行ったことがある組織 (複数回答)



問 1 4 今後協力・連携したい組織
(複数回答)

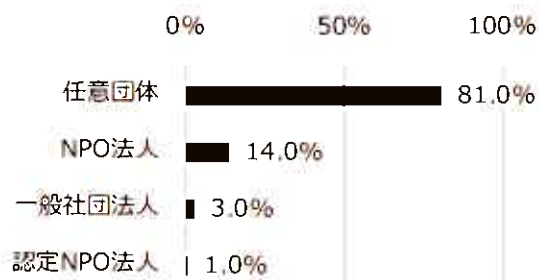


(2) 市民活動団体の実態アンケート調査②(2020年度)

調査目的	①市内活動団体の活動状況及び課題の把握するため。 ②市民活動団体の支援及び共働促進の基礎資料とするため。
調査方法	①調査対象 とよた市民活動センター登録団体(269団体) ②調査方法 Googleフォームと郵送にて送付・回収 ③調査期間 令和2年12月23日～令和3年1月15日
調査結果	(調査対象) 283団体 (回答数) 159団体 (回答率) 59.1%
集計及び結果の表示方法について	① 回答の比率は小数点以下第2位で四捨五入している。 このため比率の合計が100%にならない場合がある。 ② 複数回答の比率の合計は100%にならない場合がある。 ③ グラフ中の「N」とはNumber of Casesの略で各設問に該当する回答者総数を表す。

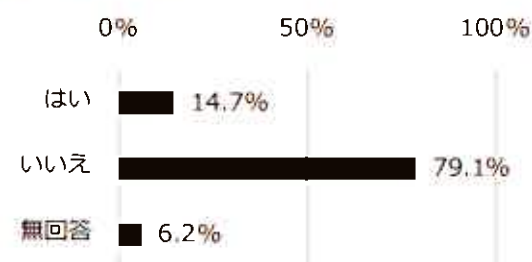
問1 団体の種別

全体(N=159)

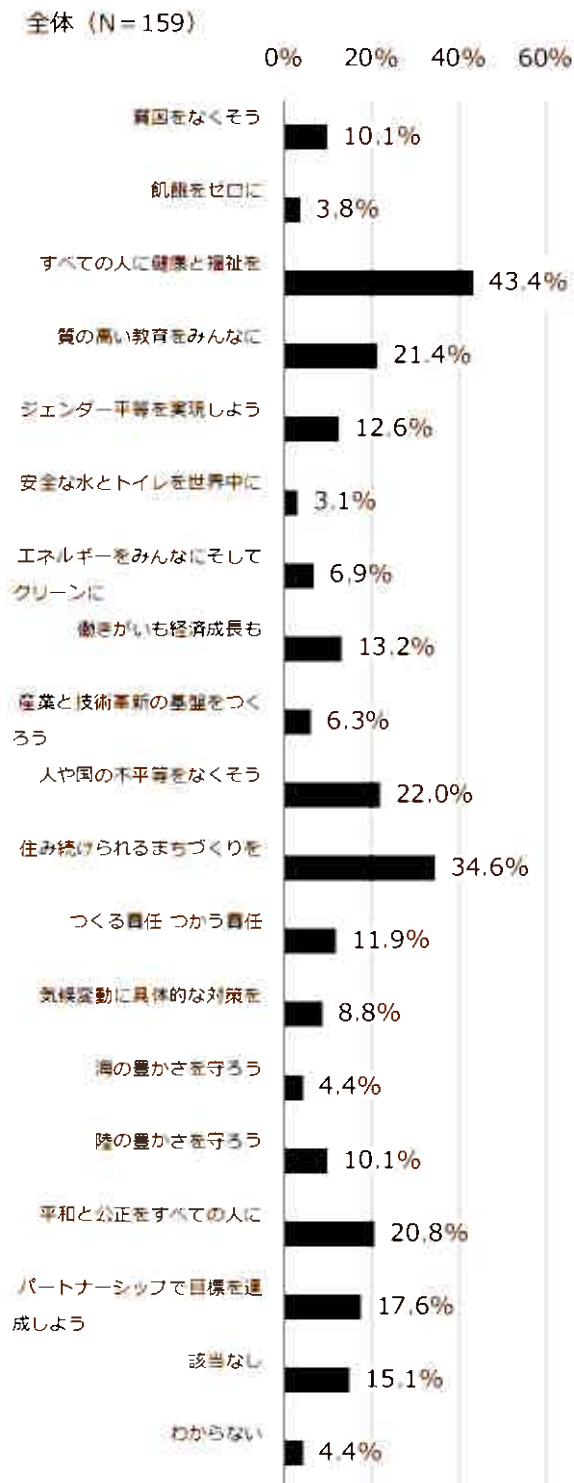


問2 将来法人格の取得を目指すか

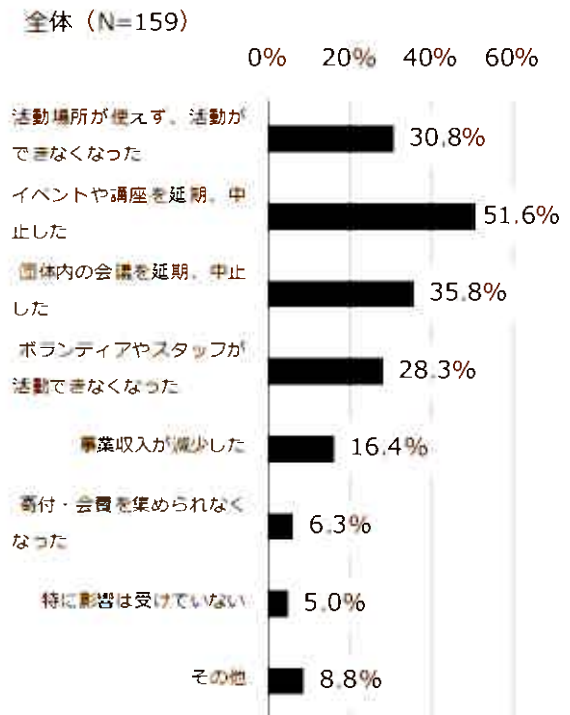
全体(N=129)



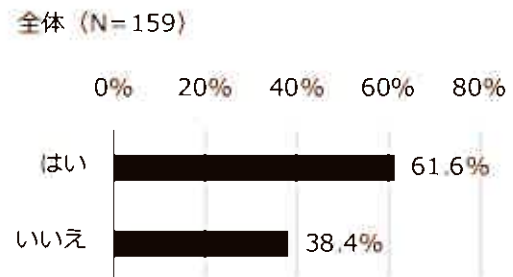
問3 団体の理念と関係するSDGs
(複数回答)



問4 新型コロナウイルス感染拡大の影響
(複数回答)

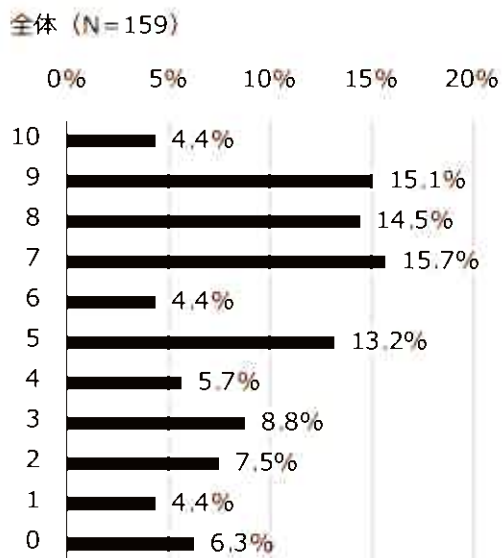


問5 新型コロナウイルス感染拡大による活動の対象者・参加者の変化があったか

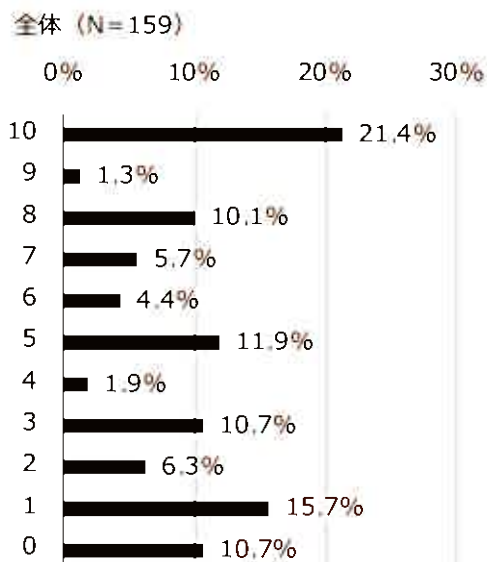


問6 昨年度の活動を10とすると、新型コロナウイルス感染症拡大により今年度の活動はどのくらいあったか。

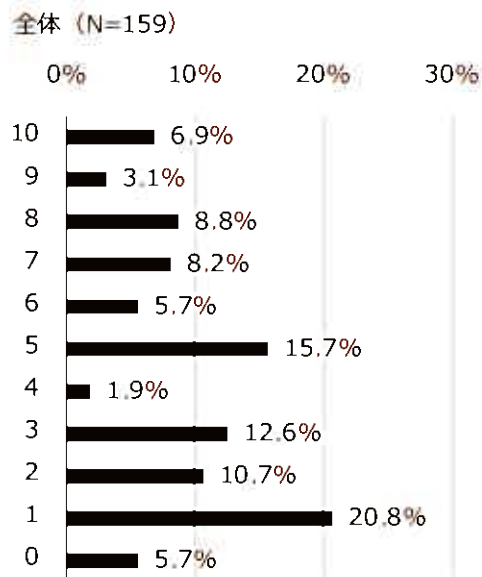
(1)活動量



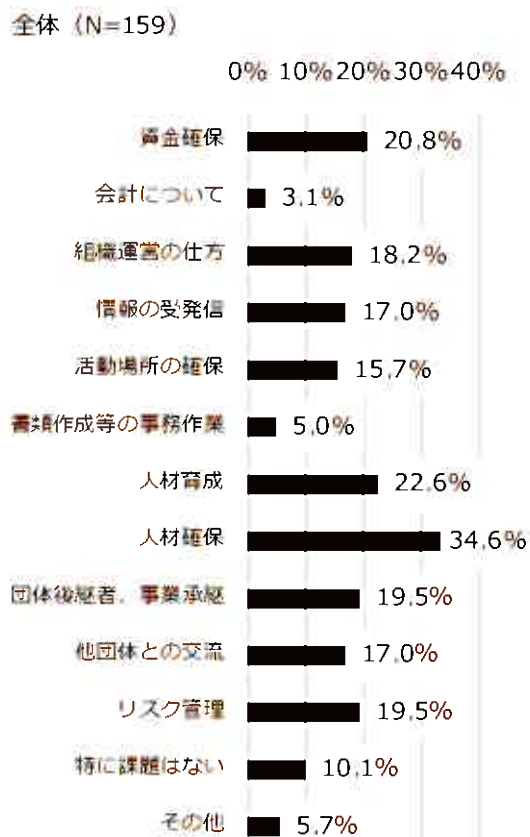
(2)資金 (収入等)



(3)活動実績 (参加者数等)

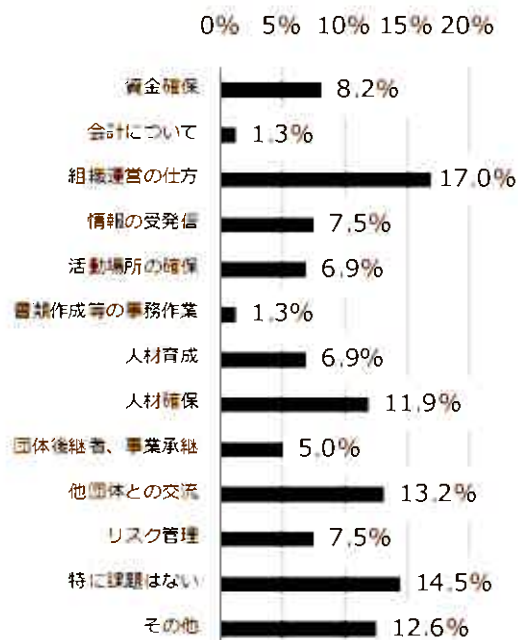


問7 新型コロナウイルス感染症拡大を受け活動を継続するための課題 (複数回答)



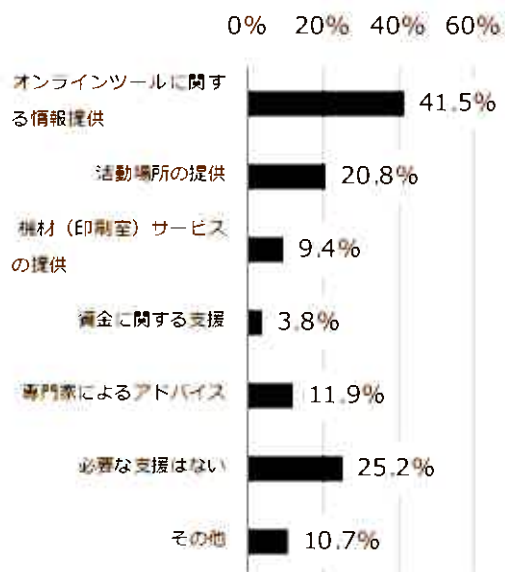
問8 新型コロナウイルス感染症拡大を受け活動を維持・継続・再開するために実践した新たな工夫（複数回答）

全体（N=159）



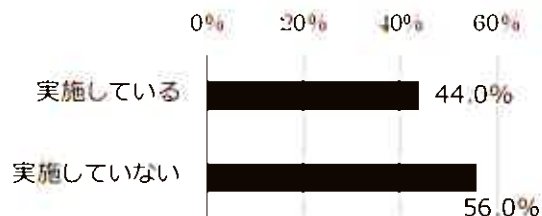
問9 ウィズコロナ・アフターコロナでの活動において、特に必要な支援（複数回答）

全体（N=159）



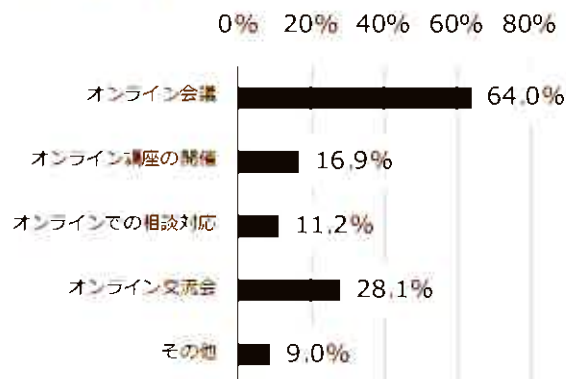
問10 オンライン活動を実施しているか

全体（N=159）



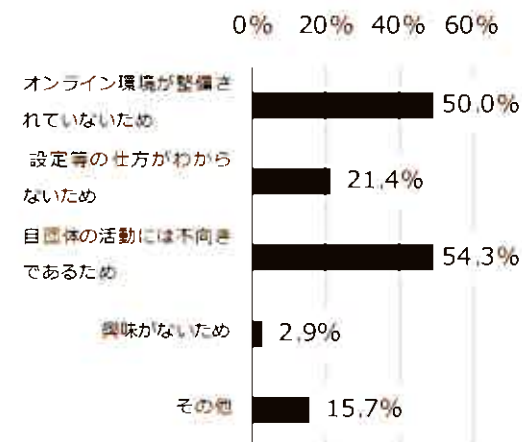
問11 具体的にオンラインで実施していること（複数回答）

全体（N=70）



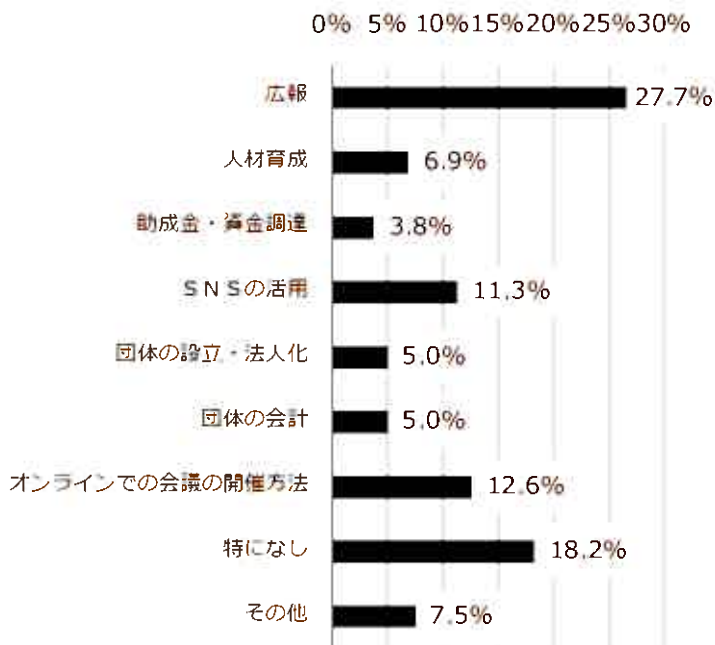
問12 オンライン活動を実施していない理由（複数回答）

全体（N=89）



問13 センターで開催する
セミナーの希望テーマ
(複数回答)

全体 (N=159)



(3) 企業等社会貢献活動意識調査(2020年度)

調査目的 豊田市内の企業の社会貢献に関する意識や活動状況を投影的に把握し、豊田市市民活動促進計画の策定に活用するため。

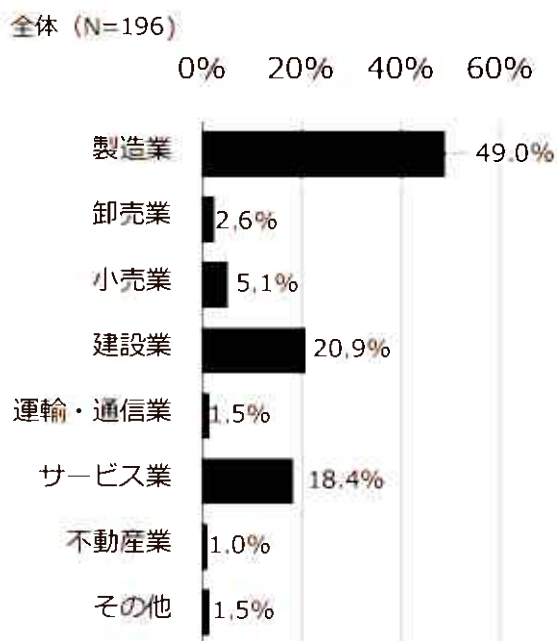
調査方法 ①調査対象 市内の企業(800社)
 ②調査方法 Googleフォームと郵送にて送付・回収
 ③調査期間 令和2年12月24日～令和3年1月22日

調査結果 (調査対象) 800社
 (回答数) 196社
 (回答率) 24.5%

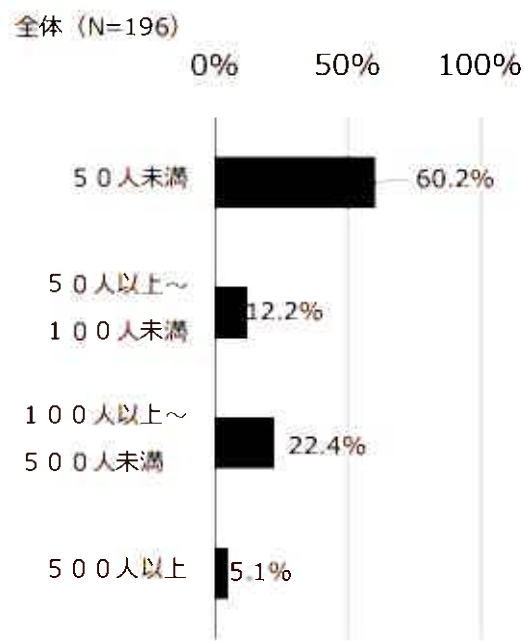
集計及び結果の表示方法について

- ① 回答の比率は小数点以下第2位で四捨五入している。
このため比率の合計が100%にならない場合がある。
- ② 複数回答の比率の合計は100%にならない場合がある。
- ③ グラフ中の「N」とはNumber of Casesの略で各設問に該当する回答者総数を表す。

問1 事業所の業種



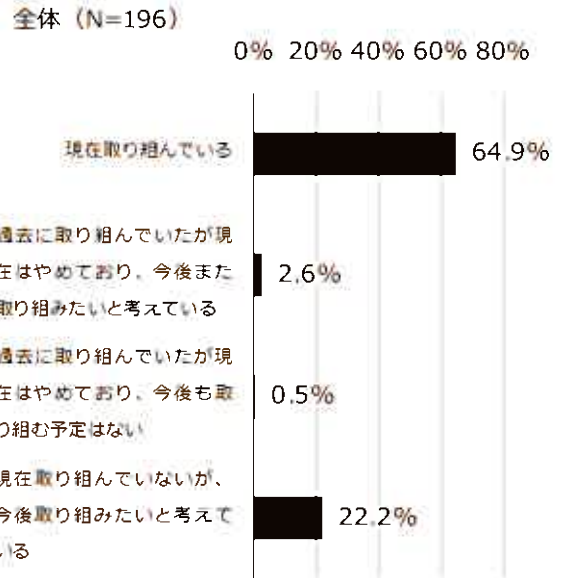
問2 事業所の従業員数



問3 事業所の理念と関係する SDGs
(複数回答)



問4 社会貢献活動の取組状況



問5 社会貢献活動に取り組む理由



問6 現在行っている社会貢献活動
(複数回答)

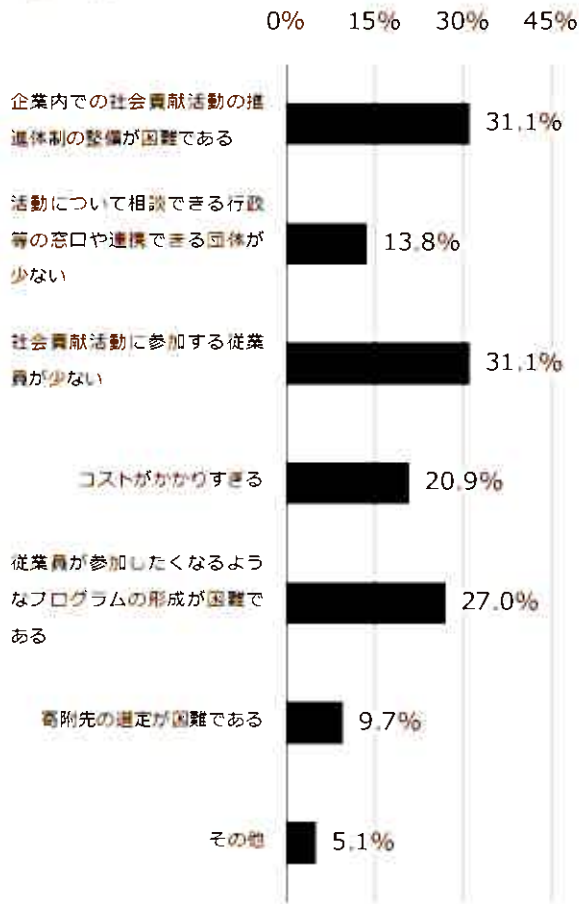


問7 今後行っていきたい社会貢献活動
(複数回答)



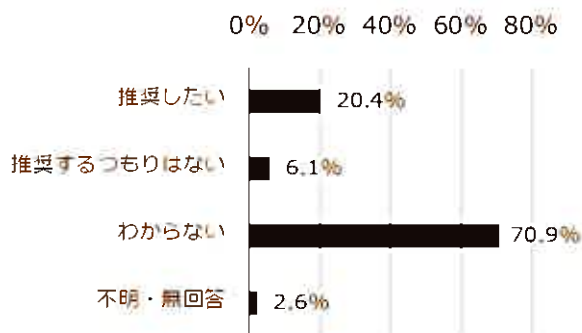
問8 社会貢献活動を進めるうえでの課題

全体 (N=196)



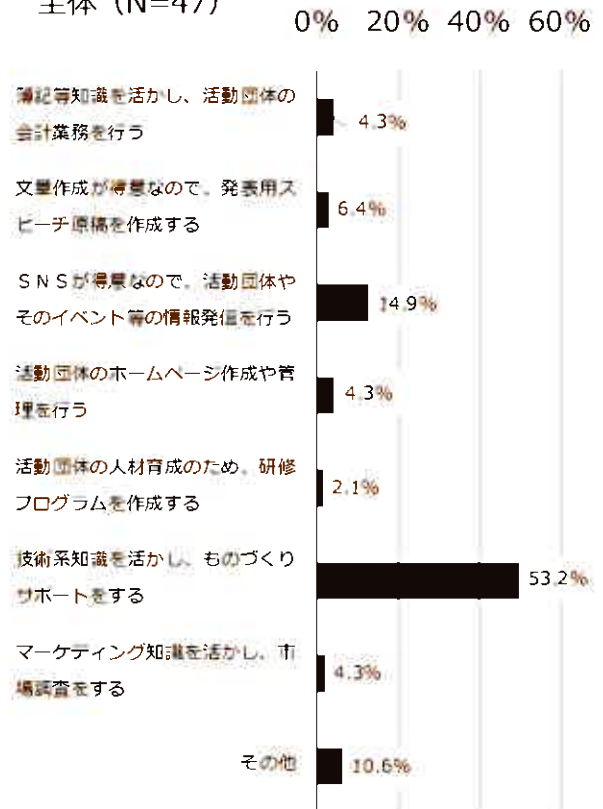
問9 プロボノについての考え

全体 (N=159)



問10 プロボノの事例の中で関心のあるもの(プロボノを推奨したいと回答した方のみ該当するもの3つまで回答)

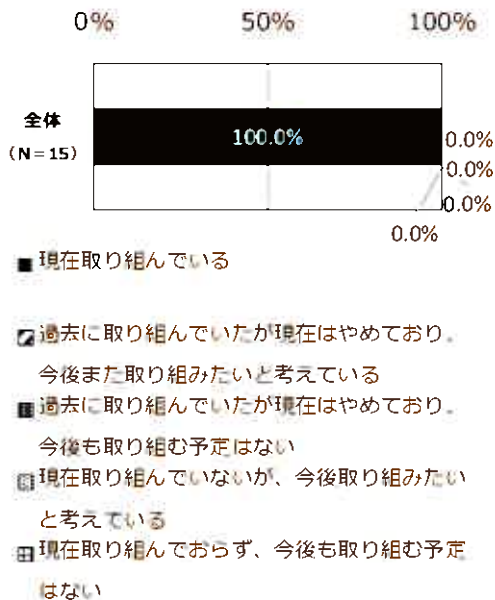
全体 (N=47)



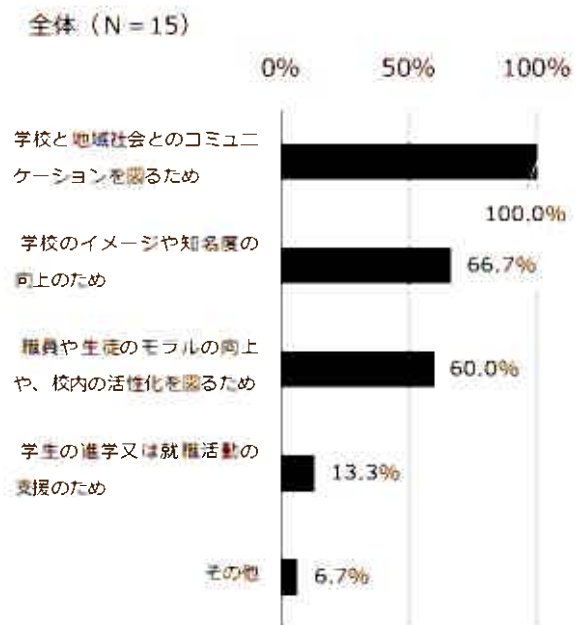
(4) 教育機関等社会貢献活動意識調査(2020年度)

調査目的	豊田市内の教育機関の社会貢献に関する意識や活動状況を投影的に把握し、豊田市市民活動促進計画の策定に活用するため。	
調査方法	①調査対象	市内の教育機関(20校)
	②調査方法	Google フォームと郵送にて送付・回収
	③調査期間	令和2年12月21日～令和3年1月15日
調査結果	(調査対象)	20校
	(回答数)	15社
	(回答率)	75.0%
集計及び結果の表示方法について	① 回答の比率は小数点以下第2位で四捨五入している。 このため比率の合計が100%にならない場合がある。 ② 複数回答の比率の合計は100%にならない場合がある。 ③ グラフ中の「N」とはNumber of Casesの略で各設問に該当する回答者総数を表す。	

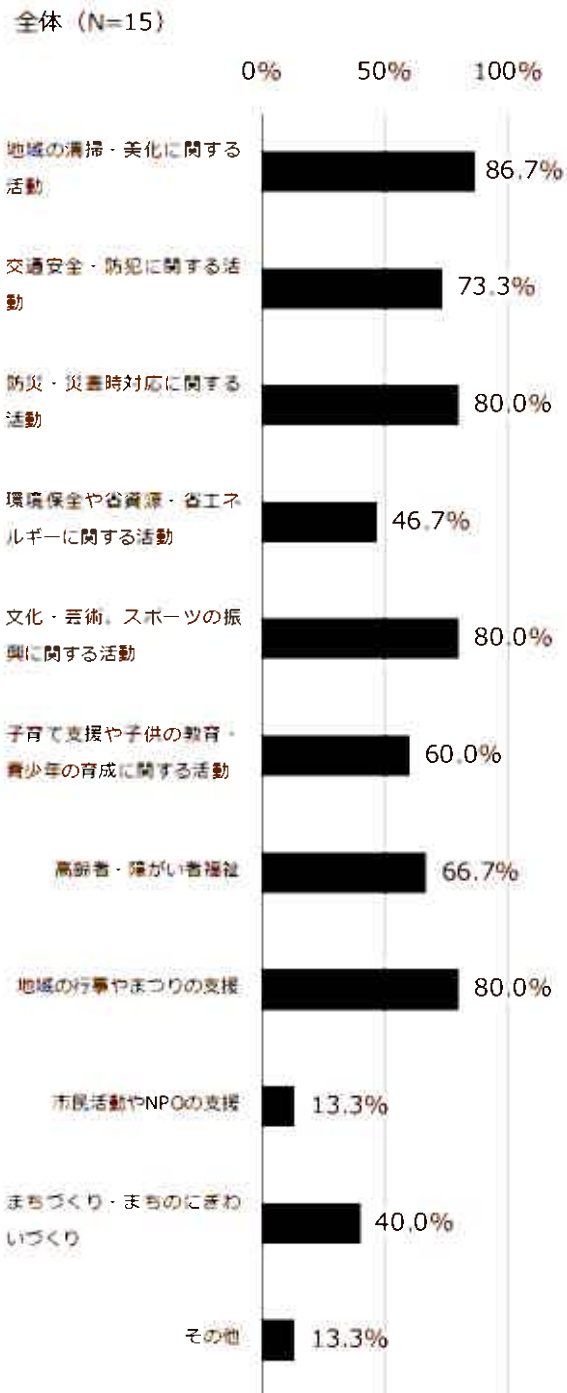
問1 社会貢献活動への取組



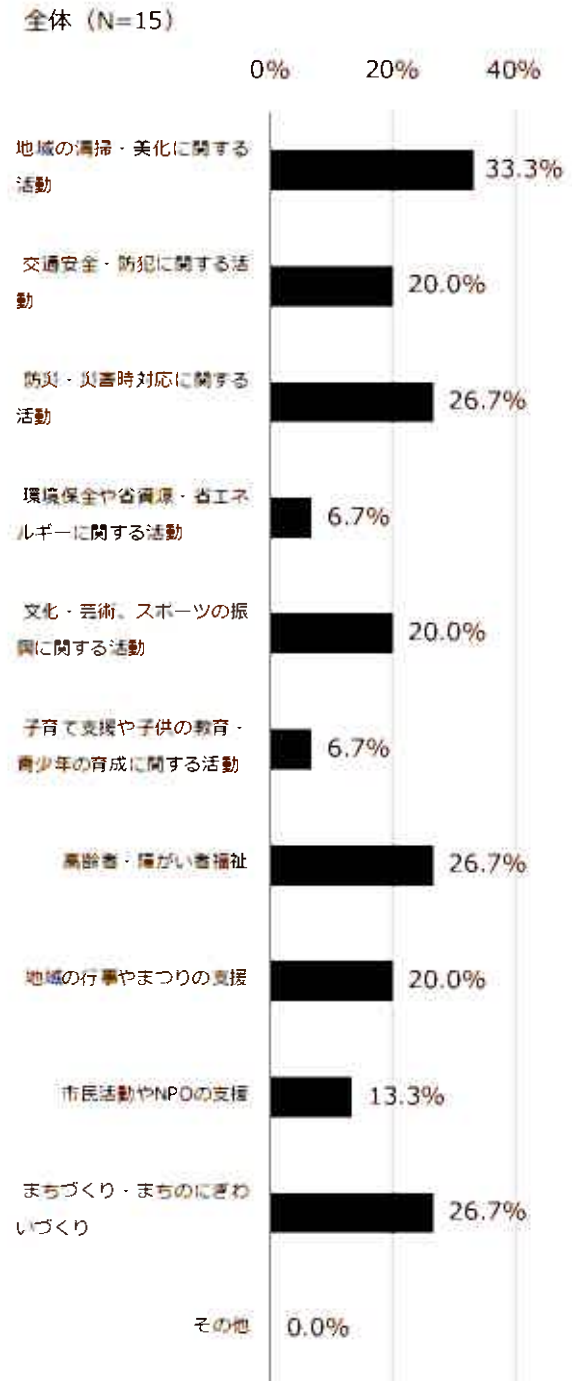
問2 社会貢献に取り組む理由(複数回答)



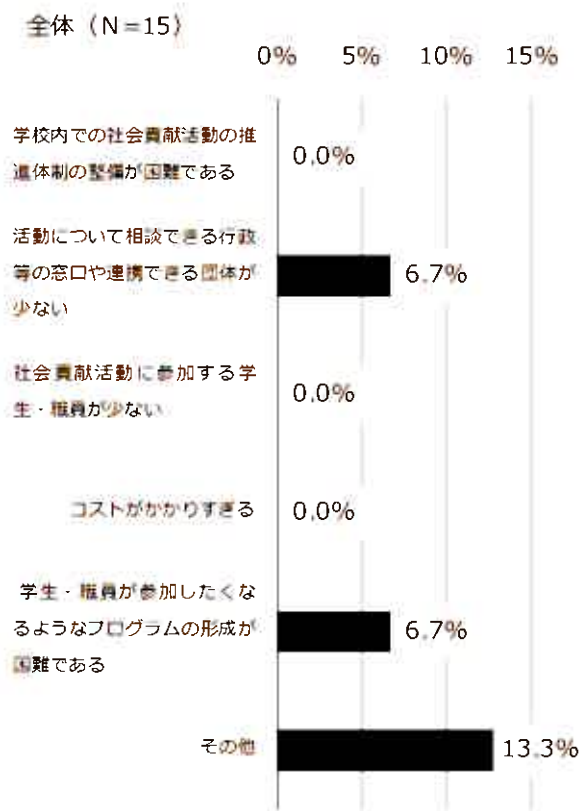
問3 現在行っている社会貢献活動
(複数回答)



問4 今後行っていきたい社会貢献活動
(複数回答)



問5 社会貢献活動を進めるうえでの問題



関連条例

(1) 豊田市まちづくり基本条例

平成17年9月30日

条例第92号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 まちづくりの基本的な原則（第4条～第7条）

第3章 自治を担う主体

第1節 市民（第8条・第9条）

第2節 議会（第10条・第11条）

第3節 執行機関（第12条・第13条）

第4章 参画と共働（第14条～第18条）

第5章 市政経営の基本事項（第19条～第28条）

附則

わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。

これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

第2章 まちづくりの基本的な原則

(市政への参画)

第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。

(共働によるまちづくり)

第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。

(情報の共有)

第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

(説明責任)

第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第3章 自治を担う主体

第1節 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。

- (1) 市政に参画すること。
- (2) 市政に関する情報を知ること。

2 市民は、行政サービスを受けることができます。

(市民の責務)

第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。
- 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

第2節 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

- 2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

第3節 執行機関

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。

- 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

- 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

第4章 参画と共働

(市民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

- 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

- 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

(住民投票)

第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

- 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

(共働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

(都市内分権の推進)

第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。

(地域自治区の設置)

第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。

第5章 市政経営の基本事項

(情報の取扱い)

第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

- 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。

- 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報 を適正に取り扱います。

(行政評価)

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

(財政運営)

第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

- 2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

(市民の要望の取扱い)

第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

(総合的な市政経営)

第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

(執行機関の組織)

第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。

(行政手続)

第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。

(条例の制定及び法令の活用)

第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

(法令の遵守)

第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(2) 豊田市市民活動促進条例

平成18年12月27日

条例第79号

(目的)

第1条 この条例は、豊田市まちづくり基本条例(平成17年条例第92号)の規定に基づき、市民活動の促進に関する基本理念及び市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動の促進を図り、もって共働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市民活動 営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下

同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民活動の促進に当たっては、市、市民及び市民活動団体は、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って相互理解を深めるとともに、情報を共有するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動の有する社会的意義を認識して市民活動を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、市民活動を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び提供並びに相談

(2) 人材の育成等

(3) 活動場所の整備

(4) 市、市民及び市民活動団体の連携及び交流

(5) 市が行う事業への市民活動団体の参入機会の提供

(6) 財政的支援

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動を促進するために必要な施策

2 市は、前項の施策を実施するため、必要な組織体制を整備するものとする。

(豊田市市民活動促進委員会)

第8条 市長の諮問に応じ、市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、豊田市市民活動促進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(とよた市民活動センター条例の一部改正)

2 とよた市民活動センター条例（平成13年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(3) とよた市民活動センター条例

平成13年9月27日

条例第38号

改正 平成18年12月27日条例第79号

平成20年9月30日条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、とよた市民活動センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、豊田市市民活動促進条例（平成18年条例第79号）第2条第2号に規定する市民活動をいう。

(設置)

第3条 市民活動の健全な発展を図るため、とよた市民活動センター（以下「センター」という。）を豊田市若宮町1丁目57番地1に設置する。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 活動室1、活動室2、会議室、作業室
- (2) ホール、研修室

(事業)

第5条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の管理及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する相談に関すること。
- (3) 市民活動に関する支援事業に関すること。
- (4) 市民活動に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 災害時のボランティア活動の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(管理)

第6条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

(利用日及び利用時間)

第7条 センターの利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 火曜日

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 センターの利用時間は、午前10時から午後10時までとする。

3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用登録)

第8条 第4条第1号に規定する施設（以下「活動施設」という。）を利用できる者は、市域において市民活動を行っている者として、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、その登録を受けた者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第9条 第4条第2号に規定する施設(以下「許可利用施設」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可利用施設の利用を許可しない。

(1) センターの設置目的に違反すると認めるとき。

(2) 商業宣伝、営業等の行為が主たる目的であると認めるとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又は公益上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可に付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により、許可利用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第12条 許可利用者は、許可を受けたときにおいて、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者等の責務)

第13条 第8条の規定により登録を受けた者及び許可利用者(以下「利用者等」という。)は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第9条第2項に規定する条件並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者等は、施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の承認及び原状回復)

第15条 利用者等は、その利用に際して特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者等は、前項の規定により特別の設備をしたときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。

3 利用者等が前項の義務を履行しないときは、市がこれを代行し、その費用を利用者等から徴収することができる。

(入場の制限等)

第16条 指定管理者は、センター内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められた者に対して、センターへの入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認められた業務

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月25日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく利用登録、利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成18年12月27日条例第79号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の利用について改正前のとよた市民活動センター条例の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後のとよた市民活動センター条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

別表（第12条関係）

とよた市民活動センター使用料

区分		使用料（円）			定員
		午前 (10:00~13:00)	午後 (13:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)	
ホール	平日	1,500	2,500	2,000	100人
	土・日曜日及び 休日	2,300	3,800	3,000	
	研修室	900	1,500	1,200	

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。
- 2 利用時間延長の場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。）につき、当該時間延長直前の利用時間区分の使用料の1時間分に相当する額を加算する。
- 3 使用料の算定に当たって、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。